

令和6年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価に関する報告書

(令和5年度対象)



令和6年9月

宇佐市教育委員会

目 次

I 点検及び評価制度の概要	1
II 教育委員会	3
III 教育委員会事務局の行政組織	14
IV 点検評価シート	15
V 点検及び評価の結果	59
資料 宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱	66
歴代教育委員、教育長等	67

《表紙写真の紹介》

子ども読書活動推進計画実施事業 (黒川先生と恐竜の絵を描こう)	宇佐学講座事業 (ロボットうさみっと)	安心院高校と安心院地区・院内地区 の小中学校の連液活動 地球未来科 (院内中学校 タブレットを使用 してのプレゼン作成)
小学校遊具の更新 (駅館小学校 すべり台)		長洲公民館複合施設完成 (令和6年2月供用開始)
生産者との交流給食 (安心院小 すっぽん給食)		

I 点検及び評価制度の概要

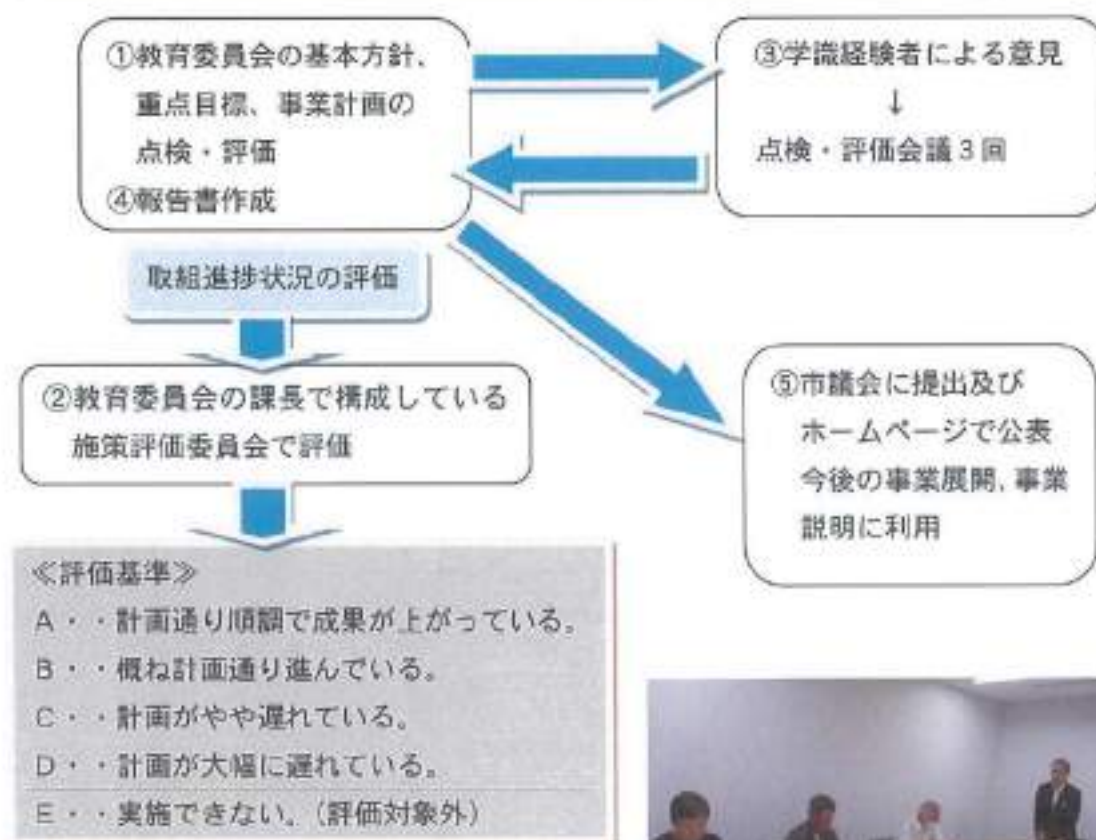
1 制度について

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)の一部改正があり、その改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」のひとつとして、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価(以下「点検・評価」という。)を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

2 目的について

本市教育委員会では、毎年、次年度の基本方針、重点目標、事業計画を立てています。こうした取組実施にあたって、市民の皆様は、その進捗状況を公表する中でそれぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することにより、教育行政の改善を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することが重要であると考えています。

3 点検・評価のフロー



4 学識経験者の知見の活用

点検・評価を実施するにあたり、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」を定め、教育委員会の課長で構成している施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果（自己評価）について、外部評価（「意見」と「評価」）を受けるという形で実施しました。

学識経験者の選定にあたっては、教育分野に精通している方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった経験のある識見の高い方の知見の活用を考慮しました。

宇佐市教育委員会事務点検評価委員

(敬称略)

氏名	職歴等
江藤千秋 (安心院町矢畑)	元 安心院小学校長 元 深見地区公民館社会教育指導員 安心院中央公民館館長
佐藤良二郎 (宇佐市大字下栢田)	元 宇佐市教育委員会教育次長
安部真知子 (院内町香下)	元 宇佐市院内支所長 元 宇佐市勤労者総合福祉センターさんさん館長 宇佐市人権擁護委員

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会は、地教行法の定めにより、教育事務を執行するため、すべての地方公共団体に設置される合議制の機関（行政委員会）です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン※注）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

委員は、教育の政治的中立という観点から、当該地方公共団体の長が、住民の代表である議会の同意を得て、任命することになっています。

教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度となっています。

※注「レイマン」とは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、教育の専門家ではないという意味で用いられているもの。

2 教育委員会の構成

- 教育委員会は、教育長及び4人の委員から構成されています。
- 教育長及び委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育長は3年、委員は4年の任期であり、再任されることもあります。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- 事務局は、教育長のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会の規則で定められています。

※平成27年4月から教育委員会制度が約60年ぶりに大きく見直されました。

- 改正内容は、
1. 教育行政の責任の明確化
 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定
 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

など教育委員長と教育長を一体化した「新教育長」の新設、教育行政に対する市長の権限強化などがあげられます。そのため、市長との連携の強化を行い、さらなる教育委員会の活性化が求められます。

なお、本市においては平成29年9月8日に新教育長制度へ移行しています。

教育委員会教育長・委員（令和6年3月31日現在）

職名	氏名	任期	備考
教育長	川島 数志	R5.9.8～R8.9.7	
教育長職務代理者	古里 万里子	R4.5.28～R8.5.27	
委員	佐藤 修水	R5.5.28～R9.5.27	
委員	徳光 優子	R2.5.28～R6.5.27	
委員	小野 裕美子	R3.9.8～R7.9.7	

3 教育委員会の会議（令和5年度開催実績）

教育委員会の会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会の開催、緊急時の持ち回り決裁等、令和5年度において次のとおり会議を開催し、審議を行いました。

- ①教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針・・・ 1件
- ②教育委員会規則の制定又は改廃・・・・・・・・・・・・・・ 30件
- ③学校その他の教育機関の設置及び改廃・・・・・・・・・・・・ 1件
- ④事務局職員及び教職員の人事並びに各種委員の委嘱・・・ 35件
- ⑤点検評価に関する事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
- ⑥歳入歳出予算等、議会を経るべき事件の議案・・・・・・・・ 16件
- ⑦指定校変更及び区域外就学・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20件
- ⑧文化財の指定、解除、保存及び申請・・・・・・・・・・・・ 1件
- ⑨その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7件

教育委員会議 令和5年4月10日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第32号	区域外就学について	⑦

教育委員会議 第5回 令和5年4月27日

議案番号	内 容	分類
議第33号	指定校変更について	⑦
議第34号	社会教育委員の委嘱について	④
議第35号	公民館運営審議会委員の委嘱について	④
議第36号	社会教育指導員の任用について	④
議第37号	公民館長及び地区館長、分館長の任用について	④
議第38号	令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 令和5年5月2日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第39号	宇佐市立中学校標準服の決定について	⑨

教育委員会議 令和5年5月16日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第40号	令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について	④

教育委員会議 第6回 令和5年5月31日

議案番号	内 容	分類
議第41号	令和5年度教育費一般会計補正予算（第2号）（案）について	⑥
議第42号	工事請負契約の変更について	⑥
議第43号	宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について	④
議第44号	指定校変更について	⑦
議第45号	宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について	④
議第46号	地区館長の任用について	④
議第47号	宇佐市民図書館協議会委員の任命について	④

教育委員会議 令和5年6月20日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第48号	宇佐市文化財保存活用地域計画の策定について	⑧
議第49号	宇佐市教育委員会国際交流事業推進委員会設置要綱の一部改正について	②

教育委員会議 第7回 令和5年6月30日

議案番号	内 容	分類
議第50号	令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について	④
議第51号	宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	④
議第52号	指定校変更について	⑦
議第53号	宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱（任命）について	④
議第54号	宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱（任命）について	④
議第55号	指定校変更について	⑦
議第56号	公民館長及び分館長の任用について	④

教育委員会議 第8回 令和5年7月26日

議案番号	内 容	分類
議第57号	宇佐市人権教育推進会議設置要綱の制定について	②
議第58号	宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について	④
議第59号	指定校変更について	⑦
議第60号	令和6年度使用 小学校用教科用図書採択について	⑨
議第61号	令和6年度使用 中学校用教科用図書採択について	⑨
議第62号	令和5年度教職員人事について	④

教育委員会議 令和5年8月10日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第63号	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について	④

教育委員会議 令和5年8月21日（持ち回り）

議案番号	内 容	分類
議第64号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第9回 令和5年8月28日

議案番号	内 容	分類
議第65号	令和5年度教育費一般会計補正予算（第5号）（案）について	⑤
議第66号	横市功教育振興寄附基金条例の制定について	⑥
議第67号	工事請負契約の締結について	⑤
議第68号	宇佐市立学校管理規則の一部改正について	②
議第69号	令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について	④
議第70号	指定校変更について	⑦
議第71号	区域外就学について	⑦
議第72号	宇佐市公民館条例等の一部改正について	⑥
議第73号	社会教育委員の委嘱について	④
議第74号	令和5年度宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について	④

教育委員会議 第10回 令和5年9月26日

議案番号	内 容	分類
議第75号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書について（令和4年度対象）	⑤
議第76号	指定校変更について	⑦
議第77号	宇佐市立宇佐学校給食センター運営委員会委員の委嘱（任命）について	④

議第78号	宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱(任命)について	④
議第79号	令和5年度宇佐市社会教育功労被表彰者について	⑨
議第80号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第11回 令和5年10月30日

議案番号	内 容	分類
議第81号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第12回 令和5年11月27日

議案番号	内 容	分類
議第82号	令和5年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について	⑥
議第83号	宇佐市立四日市幼稚園の廃園について	③
議第84号	宇佐市立幼稚園条例を廃止する条例	⑥
議第85号	宇佐市立幼稚園規則を廃止する規則	②
議第86号	宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の廃止について	②
議第87号	宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	⑥
議第88号	宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	②
議第89号	宇佐市立学校及び市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	②
議第90号	宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	②
議第91号	宇佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	②
議第92号	宇佐市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	②
議第93号	宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則	②
議第94号	宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の一部改正について	②
議第95号	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の一部改正について	②
議第96号	専決処分について	⑥
議第97号	指定校変更について	⑦
議第98号	宇佐市外通学児童生徒等学校給食補助金支給要綱の制定について	⑥

教育委員会議 第13回 令和5年12月21日

議案番号	内 容	分類
議第99号	指定校変更について	⑦

教育委員会議 第1回 令和6年1月19日

議案番号	内 容	分類
議第1号	宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について	④
議第2号	指定校変更について	⑦
議第3号	区域外就学について	⑦
議第4号	指定校変更について	⑦
議第5号	宇佐市立小・中学校医療的ケア支援事業実施要綱の制定について	②
議第6号	宇佐市立小・中学校医療的ケアに係る看護師設置要綱の制定について	②
議第7号	令和5年度(令和6年度就学分)障がいをもつ児童生徒の就学の判定結果について	⑨

教育委員会議 令和6年1月24日(持ち回り)

議案番号	内 容	分類
議第8号	専決処分について	⑥

教育委員会議 第2回 令和6年2月13日

議案番号	内 容	分類
議第9号	令和5年度教育費一般会計補正予算(第9号)(案)について	⑥
議第10号	令和6年度教育費一般会計当初予算(案)について	⑥
議第11号	令和6年度教育委員会の基本方針等について(案)	①
議第12号	工事請負契約について	⑥
議第13号	指定校変更について	⑦
議第14号	宇佐市立学校管理規則の一部を改正する規則	②
議第15号	宇佐市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則	②
議第16号	宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について	②
議第17号	宇佐市登校支援員設置要綱の制定について	②
議第18号	宇佐市学校給食補助金交付要綱の制定について	⑥

教育委員会議 第3回 令和6年3月4日(臨時)

議案番号	内 容	分類
議第19号	令和6年度教職員人事について	④

教育委員会議 第4回 令和6年3月28日

議案番号	内 容	分類
議第20号	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について	④
議第21号	宇佐市教育振興基本計画及び宇佐市教育振興基本計画(後期)の計画期間の変更について	⑨
議第22号	令和6年度宇佐市奨学生の決定について	⑨
議第23号	令和6年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について	④
議第24号	宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について	④
議第25号	令和6年度学校運営協議会委員の委嘱について	④
議第26号	宇佐市部活動地域移行支援コーディネーター設置要綱の制定について	②
議第27号	宇佐市立学校教職員の長時間勤務者に対する面接指導実施要領の一部改正について	②
議第28号	宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について	②
議第29号	スクール・サポート・スタッフ設置要綱の一部改正について	②
議第30号	宇佐市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について	②
議第31号	学習指導員設置要綱の一部改正について	②
議第32号	宇佐市立中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について	②
議第33号	宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について	②
議第34号	宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の一部改正について	②
議第35号	宇佐市登校支援員設置要綱の一部改正について	②
議第36号	宇佐市立小・中学校医療的ケア支援に係る看護師設置要綱について	②
議第37号	指定校変更について	⑦
議第38号	区域外就学について	⑦
議第39号	社会教育委員の委嘱について	④
議第40号	公民館運営審議会委員の委嘱について	④
議第41号	宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について	④
議第42号	社会教育指導員の任用について	④
議第43号	公民館長及び地区館長、分館長の任用について	④
議第44号	社会教育主事の発令について	④

4 教育委員会開催の回数

・定例会	12回	
・臨時会	1回	
・持ち回り	7回	
・議案件数	112件	〔うち、条例・規則改正等 36件 人事案件 35件 その他 41件〕
・告示件数	42件	
・協議事項	1件	
・報告件数	20件	
・傍聴者	0名	

5 教育関係機関等の訪問及び研修

学校現場を訪問することによって、学校経営や特色ある教育課程の編成に関する事項について、校長等との情報交換等を行うことや、授業参観とその後の協議を通して指導助言を行うことは、教育委員会の重要な活動でもあります。同時に教育環境（学校施設）の状況も視察し、子どもたちの学校生活、学習環境の状況の把握にも努めています。

また、各種研修会・講演会の出席、社会教育等施設の視察やオンラインで開催された会議や研修への参加を通して、学術及び文化に関する識見を高め、教育委員としての資質向上に努めています。

・市内学校訪問	3回（8校）
・学校給食センター見学	1回
・図書館施設、資料見学	2回
・大分県市町村教育委員会連合会総会	九重町
・市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会	1回（オンライン）



〈平和資料展見学〉



〈学校訪問 授業視察〉



〈学校訪問 意見交換会〉

6 総合教育会議

本市教育委員会では、平成24年度から教育委員と市長との意見交換会を行っていましたが、地教行法の一部改正により、平成27年度から全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置することとなりました。この会議で協議・調整をすることで、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育行政の推進を目指します。

・第1回 令和5年11月2日（木）

○令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和4年度対象）について

○生活道路の防犯・安全について

・防犯カメラ設置等の防犯対策について

・危険個所の整備状況及び安全対策について

・第2回 令和6年2月7日（水）

○令和6年度教育委員会の基本方針等について



《総合教育会議》

7 入学・記念行事式典等への出席

児童・生徒の姿や学校の状況を把握することができる機会として、入学式をはじめとした儀式的行事、学習発表会や音楽発表会をはじめとした学術的行事、運動会をはじめとした体育的行事に出席しています。

令和元年から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため出席を見送っていましたが、令和5年度は4年ぶりに出席しました。

8 教育行政方針の策定

本市教育委員会では、第二次宇佐市総合計画後期基本計画の「個性豊かな人材と文化を育むまち」の趣旨を踏まえ、「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」を目指して、令和2年3月に「宇佐市教育振興基本計画（改訂版）」を策定し、同年11月の総合教育会議で「教育大綱」として決めました。教育行政方針は、この「教育大綱」に沿って策定し、教育行政の推進に努めています。

「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」、「取組の方向」に基づく「30の重点施策」を柱に掲げ、当該年度に取り組み施策を体系化するとともに、具体的事業内容を明示するなど、教育分野の方向性を示し、本市の教育の一層の充実に向けて諸施策を推進しました。

令和5年度
宇佐市教育行政方針
大人が学び、子どもたちが研鑽し成長の郷

宇佐市教育委員会

30の重点施策

5つの『学びの創』 宇佐らしい教育の推進

4. 教育・研鑽の場づくり

5. 学び、文化の振興・継承・発展

《令和5年度宇佐市教育行政方針》

9 宇佐市教育委員会便りの発行

教育委員会には、本市における教育行政の責任のある担い手として、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し、実行していくことが、一層強く求められています。そのためには、教育委員会の情報提供を行いながら、学校や地域教育施設等の計画的な視察、意見交換などを実施するとともに、学校における教育活動の状況や教育委員会が行っている施策等を地域住民や保護者に周知するなど広報活動の充実に努めています。

宇佐市教育委員会便り 令和5年4月21日 発行
宇佐市教育委員会発行

令和5年度予算 通知予算教育費主要事項

幼稚園・保育園 本市公立幼稚園 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	【新】特別養育施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円
児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円
児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円

令和5年度予算の概要について、詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

宇佐市教育委員会便り 令和5年7月25日 発行
宇佐市教育委員会発行

令和5年度 6月補正予算教育費主要事項

児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円
児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円	児童福祉施設整備費 宇佐幼稚園保育所(園舎)・園舎、保育所(園舎)の増築工事(令和5年度) 2,100万円

教育委員が再任されました！

宇佐市教育委員会の再任式が、令和5年7月25日(木)に、宇佐市市民会館で行われました。再任された委員は、宇佐市教育委員会委員として、令和5年度から職務を遂行していきます。

宇佐市教育委員会の再任式の様子は、[こちら](#)をご覧ください。

宇佐市教育委員会便り 令和5年11月20日 発行
宇佐市教育委員会発行

通信のご挨拶

佐々木 誠 教育委員長

新任のご挨拶

川島 敏雄 教育委員

令和5年度予算の概要について、詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

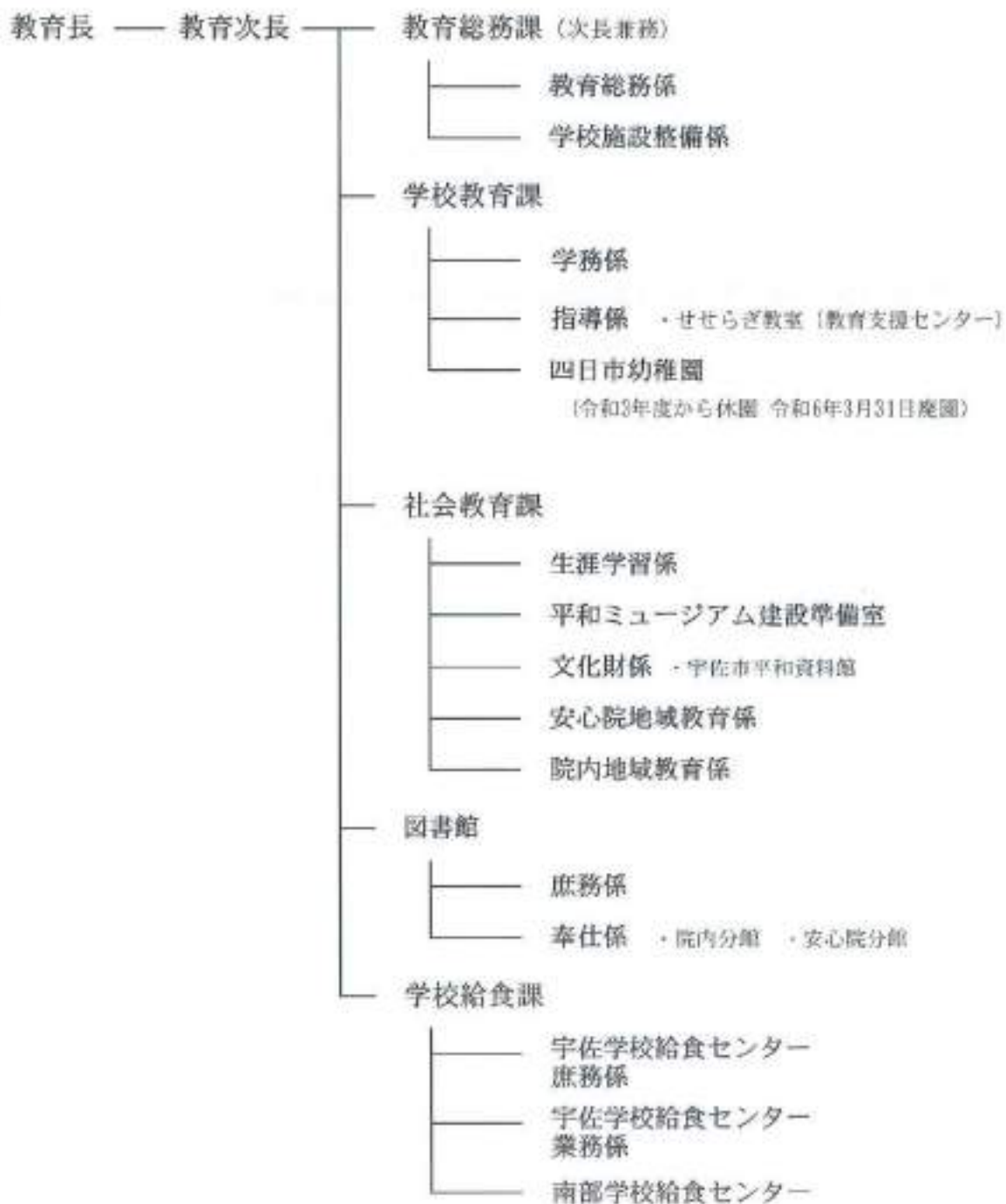
宇佐市教育委員会便り 令和5年11月20日 発行
宇佐市教育委員会発行

佐々木 誠 教育委員長

川島 敏雄 教育委員

令和5年度予算の概要について、詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

III 教育委員会事務局の行政組織（令和5年4月1日）



IV 点検評価シート

「宇佐市が目指す教育」を実現していくための
「3つのビジョン」と「10の取組の方向」

「取組の方向」に基づく
「30の重点施策」

社会を生き抜く
力の養成

1 教育委員会の充実

1 教育委員会の活性化

2 就学前教育

2 幼児教育の充実

3 義務教育

3 安全・安心な学校づくり

4 学校施設・設備の充実

5 教育内容の充実

6 学習環境の整備・充実

7 地域に開かれた学校づくり

8 学校給食の充実

4 特別支援教育

9 特別なニーズに対応した教育の推進

10 特別支援教育環境の充実

5 高等学校教育

11 小中高連携教育の充実

12 奨学制度による支援

6 生涯学習

13 生涯学習施設・設備の充実

14 生涯学習活動機会の拡充

15 図書館サービスの充実

16 読書活動の推進

7 青少年育成

17 青少年育成関係組織・体制の充実

18 健全な社会環境づくり

19 地域「協育力」の向上支援の充実

20 家庭教育支援の充実

8 人権教育・啓発

21 人権尊重社会の推進

22 人権総合対策の推進

9 平和ミュージアム

23 平和ツーリズムの推進

24 資料館の機能拡充

25 戦争遺構の保存整備

10 文化財

26 文化財の調査と保護

27 文化財の整備と活用

28 郷土資料の収集と保存

29 伝統文化の保存と継承

30 文化財愛護の啓発と普及

絆づくりと活
力あるコミュ
ニティの形成

重点施策 1 教育委員会の充実 (1) 教育委員会の活性化

1. 目 標
- ・教育委員会の活性化
 - ・開かれた教育委員会
 - ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 教育委員会の活性化						
①教育委員の視察・研修会への取組の充実	学校、各種教育施設の視察・先進地研修	実施	実施	実施	・学校訪問3回(8校) ・図書館訪問・資料見学2回 ・学校給食センター見学1回 ・市町村教育委員会研究協議会出席(オンライン)1回 ・大分県市町村教育委員会連合会総会出席(九重町)1回	A
②総合教育会議の開催	市長と教育長・教育委員との「総合教育会議」	実施(年2回)	実施(年2回)	実施(年2回)	第1回(R5.11.2) ○令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書(令和4年度対象)について ○生活道路の防犯・安全について ・防犯カメラ設置等の防犯対策について ・危険箇所の整備状況及び安全対策について 第2回(R6.2.7) ○令和6年度教育委員会の基本方針等について	A
(2) 開かれた教育委員会						
①教育行政方針の策定	教育委員会の方向性の明確化	実施	実施	実施	「教育行政方針」配布先 教育委員会事務局職員等 公民館、図書館	A
②教育委員会便りの発行	教育委員会実施行事の広報、内容の充実	実施(年4回)	実施(年4回)	実施(年4回)	教育委員会の実施事業、行事の広報 No.46～No.49 (発行部数:1回172部) 各学校・図書館・公民館等に配布、ホームページに掲載	A
③ホームページの充実	教育委員会会議録・教育行政方針・市教委便りの掲載	実施	実施	実施	教育委員会会議録、宇佐市教育委員基本計画後期改訂分、教育行政方針、教委便り等の掲載	A

3. 課題・問題点

- 総合教育会議により、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育推進を目指す。今後もこの会議において、さまざまな課題について協議・調整を行う必要がある。
- 教育委員の視察・研修については、オンライン開催された研究協議会では全国の市町村教育長や教育委員と意見交換や情報交換し大変有効であった。今後も積極的に参加する必要がある。
- 開かれた教育委員会を目指し、教育委員会の施策や実施行事等について、年度毎の「宇佐市教育行政方針」、年4回の「宇佐市教育委員会便り」の発行や、広報うさやホームページ等を活用し、市民に対して積極的に情報提供に努める必要がある。
- 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進について、「宇佐市教育委員会便り」等を通して啓発に努める必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・総合教育会議は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るための重要な場である。今後も可能な限り開催し、教育施策につなげてほしい。

重点施策 2 就学前教育 (2) 幼児教育の充実

1. 目標
- ・ 幼児教育の質の向上
 - ・ 幼児教育と小学校教育との連携の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 幼児教育の質の向上						
①宇高地区幼稚園教育協議会	協議会の開催	実施	未実施	—	幼児教育から小学校教育への円滑な接続等幼児教育の振興・充実に向けた協議会を令和2年度までは年2回開催していた。しかし、令和3年度からの四日市幼稚園の休園に伴い未実施となった。	E
②宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会	宇佐市幼児教育振興プログラムの推進	関係機関の連携により推進	実施	関係機関の連携により推進	「宇佐市幼児教育振興プログラム」を市内小中学校や保育園、幼稚園及び認定こども園に配布し周知した。幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続について説明し、推進を図った。	B
(2) 幼児教育と小学校教育との連携の推進						
①幼保小連携研修会	研修会の開催	実施	実施	実施	幼児教育と学校教育との円滑な接続の推進のため各幼児教育施設や小学校の担当者を対象に講演及び情報交換を行った。	A

3. 課題・問題点

- 四日市幼稚園は令和6年4月1日付で廃園となり、これまでの幼児教育の牽引的立場を失った。今後、子育て支援課と連携し、「宇佐市幼児教育振興プログラム」をもとに、幼児期の教育の充実に向けた取組を進めていく必要がある。
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続については、宇佐市内の幼児教育・保育施設や小学校と連携を図りながら一層推進していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・0歳から6歳児までに何が必要で、親として絶対にしないといけないの何かといった学習が必要である。教育委員会からも子育てという観点から、市を上げて若い世代にアプローチしていく施策を検討していく必要がある。

重点施策 3 義務教育

(3) 安全・安心な学校づくり

1. 目 標

- ・学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進
- ・遊具等の安全点検の実施

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進						
①バリアフリー化の推進	スロープ設置	実施 (1校)	実施 (1校)	実施 (2校)	四日市南小学校教室棟3階男子トイレ入口にスロープを設置し、身体的な障がいのある児童も学校生活を不自由なく過ごせるよう環境の整備を行った。	A
(2) 遊具等の安全点検の実施						
①小学校遊具の整備・充実	個別遊具の設置	実施 (2校)	実施 (2校)	実施 (2校)	小学校2校(長峰小、駅館小)の個別遊具2基を更新した。個別遊具の更新を計画的に図ることにより、児童の心身の発達、自主性、創造性を身につけることにつながった。	A

3. 課題・問題点

- バリアフリー化の推進については、「宇佐市教育振興基本計画」では令和6年度までに全ての小中学校31校にスロープを設置する指標を掲げているが、予算や学校要望等を考慮し実施しているため7校が未設置の状況であり、今後も計画的に実施する必要がある。なお、エレベータ設置も含め費用対効果を勘案して計画的に取り組む必要がある。
- 小学校遊具の整備・充実については、効果を勘案して継続的に実施する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・いずれも実施できており評価できる。今後も指標どおりに進めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (3) 安全・安心な学校づくり

1. 目 標
- ・ 地域と連携した学校安全の推進と 学校保健の充実
 - ・ 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 地域と連携した学校安全の推進と 学校保健の充実						
①学校安全計画の策定・実施	学校安全計画を策定し、学校の安全を確保	実施	実施	実施	各校で全体計画、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通して安全指導を実施できた。	A
②防災教育及び避難訓練の実施	学校安全計画に基づく防災教育・避難訓練の実施	実施	実施	実施	危機管理マニュアルに基づき、感染症対策を講じながら、自然災害を含めた防災教育や不審者対応などの避難訓練を実施し、さらに関係機関との連携を強化した取組ができた。	A
③学校保健計画の策定・実施	心身の健康のための保健計画の策定	実施	実施	実施	保健管理、保健教育、組織活動を柱として月目標を決め、年間を通して保健指導ができている。	A
④保護者、地域住民との連携を強化したスクールガード体制の確立	体制の確立・強化と安全で安心な環境づくり	実施	実施	実施	登下校時の安全対策など、保護者や地域住民との連携を強化して取り組んでいる。	A
⑤生徒の命と安全を守る取組	中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金	実施	実施	実施	中学校7校において生徒の命と安全を守るため補助金事業を実施した。(221件)。	A
⑥児童生徒、教職員の健康診断の実施	学校保健安全法に基づく健康診断	実施	実施	実施	新型コロナウイルス拡大防止に努め、実施ができた。令和5年12月時点で教職員の二次検診の未受診者がいたため、校長会を通じて受診勧奨を行った。	B
⑦児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応	教育相談・指導体制の構築	実施	実施	実施	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒等の心のケア等状況に応じたきめ細やかな対応に効果を上げている。教職員のメンタルヘルス対策として、産業医を置いている。産業医との面談については、個々の状況に応じて、積極的な活用を図っていく必要がある。	A

⑧フッ化物洗口等による歯と口の健康	市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施	実施	実施 (小30回) (中30回)	実施	全小中学校において実施した。	A
-------------------	----------------------	----	------------------------	----	----------------	---

(2) 教職員の事務負担軽減による子どもと向き合う時間の確保

①学校における「働き方改革」の推進	音声電話アナウンス、タイムカードの活用	実施	実施	実施	タイムカードによる勤務時間の客観的把握ができた。音声電話のアナウンス切替時間について、さらなる工夫改善が必要である。	B
②宇佐市業務改善計画の策定・実施	働きやすい職場づくりと児童・生徒に向き合う時間の確保	実施	実施	実施	「宇佐市業務改善計画」に基づき、各校の学校経営方針や改善計画を策定し、校内労働安全衛生委員会を開催している。出勤時間の削減や業務負担軽減をさらに進める必要がある。	B
③学校における労働安全衛生管理体制の整備	定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善	実施	実施	実施	労働時間や環境の改善に向け、労働安全衛生委員会を開催している。喫緊の課題である教職員の時間外勤務の縮減については、タイムカードによる客観的把握やノー残業デーの取組等により働き方の意識改革は進みつつある。	B

3. 課題・問題点

- 学校保健安全法を基に児童生徒、教職員の健康の保持増進を図っていく。二次検診の必要な教職員においては、早期受診の徹底及び未受診者0の取組を進めていく必要がある。
- 教職員のメンタルヘルス対策として、産業医の活用等、相談体制の充実を図る必要がある。
- 教職員の在校等時間については少しずつ減少してはいるものの、1カ月の在校等時間が80時間を超える教職員が一定数いることも事実である。労働軽減のための具体的な施策・支援に加え、教職員定数改善をはじめとする教育環境整備も、引き続き国及び県に働きかけていく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・防災教育の中で、いつ起こるか分からないという大前提として、避難訓練のやり方の取組を再度考え、実際に即応できる訓練が必要ではないかと考える。教職員や児童生徒がいつでもどんな時でも避難できるように防災教育を推進してほしい。
- ・メンタルヘルスへの早期対応として、すぐにメンタルヘルスということではなく、何が原因でメンタルダウンになっているかを整理し、「教職員を守ること」と「教職員の育成・自立」の両面から考えて、対応してほしい。
- ・昨今の教育情勢や学校現場の特殊性を踏まえ、教職員が子どもや保護者としっかり向き合い信頼関係を築くことのできる環境づくりに向けた働き方改革を進めていく必要がある。
- ・教員の資質や児童生徒の育成に関する教育活動の在り方等、学校現場の現状を捉え、教職員が子どもたちの前で笑顔や希望が持てるよう取組を進めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実

1. 目 標 ・小学校の規模の適正化
・学校施設・整備の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 小学校の規模の適正化						
① 公立学校適正規模及び適正配置に向けた取組	学校・地域・家庭等との連携	実施	実施	実施	適正規模・適正配置に関する基本方針において小規模校に該当する11校のうち、1校の学校運営協議会では以前いただいた要望等について回答し、1校では地域づくり協議会主催のふれあい出前講座で基本方針の説明をし、地域の方の意見を伺った。	B
(2) 学校施設・整備の充実						
① 校舎ワックスがけ・窓清掃	専門業者委託による校舎ワックスがけ及び高所窓清掃	実施	実施	実施	令和4年度より県下に先駆けて普通教室のワックスがけや高所窓清掃の委託事業を実施し、より適切な学習環境の整備が図れた。	A
② 学校用務員の配置	学校用務員6名配置による学校施設環境整備支援	実施	実施	実施	令和5年度は、用務員を4名から6名に増員し派遣回数を増やし、学校の環境整備の充実を図ることができた。	A

3. 課題・問題点

- 適正規模・適正配置に関する基本方針において小規模校に該当する小学校11校を中心に、学校や保護者、地域の意見を伺い、学校の持続可能性を高めるために魅力ある学校づくりを地域とともに推進していく必要がある。
- 校舎ワックスがけ・窓清掃の委託事業について、今後は普通教室だけではなく、特別教室や廊下等作業範囲の拡大や回数を増やし、より適切な学習環境の整備に努める必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・少子化が加速し、集団教育ができない学校が出てきている。学校の適正規模・適正配置については、子どもの教育を一番に考えていく必要がある。

重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実

1. 目 標 ・老朽化に伴う学校施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等)

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、プール、空調機器、トイレ等)						
①老朽化に伴う学校施設・設備の改修・整備の実施	校舎・体育館・プール、空調機器、トイレ等の改修・整備	実施	実施	実施	学校要望及び緊急性等を考慮し、不具合箇所を改善するための工事や修繕を行い、児童及び生徒の快適な教育環境の整備を図ることができた。	A
②豊川小学校増築事業	教室数の不足に伴う新教室棟の増築	実施	実施	実施 (完成予定)	当初計画どおり(造成工事完了・2カ年施工中の先行工事中)順調に事業を進めることができた。	A
③西部中学校校長寿命化改修事業	老朽化に伴う校舎の長寿命化改修	実施	実施	実施 (完成予定)	当初計画どおり(2カ年施工中の管理棟長寿命化改修工事中)順調に事業を進めることができた。	A

3. 課題・問題点

- 令和3年3月に「宇佐市学校施設長寿命化計画」を策定した。耐震化事業に併せて大規模な改修が実施できた施設とは反対に、耐震性がある施設については十分な改修が行われていない状況にある。今後、当該計画に基づき計画的に長寿命化対策を行っていく必要がある。
- 豊川小学校増築事業の増築工事と西部中学校校長寿命化改修事業の長寿命化改修工事は共に本年度から施工を開始し、令和7年2月に完成予定である。建築資材や労務コストの高騰など、社会情勢に影響を受けることが予想されるが、令和6年度中の完成をめざしていく。

4. 事務点検評価委員の意見

・いずれも実施できており評価できる。工事の施工状況には十分注意しながら、今後も指標どおりに進めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (5) 教育内容の充実

1. 目 標

- ・ 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実
- ・ 豊かな心の育成
- ・ 健やかな体の育成

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実						
①宇佐市ステップテスト	学力調査を実施 宇佐市中学校(1～2年)	実施	実施	実施	国語・社会・数学・理科・英語5教科を令和5年4月(中1)、12月(中1・中2)の実施により、生徒の学力の定着状況を把握し、指導に反映することができた。	A
②宇佐市標準学力調査	標準学力調査を実施 宇佐市小学校(1～6年)	実施	実施	実施	国語・算数・理科3教科を小学校4年生から6年生で、国語、算数2教科を1年生から3年生で12月に実施し、児童の学力の状況を把握し、指導に反映することができた。	A
③学校教育支援教員等配置事業		25人配置	22人配置			
③-1 複式授業改善臨時講師	複式学級の授業改善を図るため臨時講師を配置	16人配置	15人配置		必要数の臨時講師を配置し、複式学級におけるきめ細かな指導や授業改善を図ることができた。	A
③-2 多人数学級支援教員	36人以上で単式学級となる多人数学級に支援教員を配置	2人配置	1人配置		必要数の支援教員を配置し、少人数指導、習熟度別指導等によるきめ細かな学習指導を行うことができた。	A
③-3 習熟度別学習指導教員	習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、中学校に習熟度別学習指導教員を配置	5人配置	5人配置	19人配置 ※R6より、各事業に柔軟に対応するため、配置総数のみ記載	生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導や生徒の学習意欲の向上等、授業の工夫改善を図ることができた。	A
③-4 外国語指導教育指導員	市教委に「外国語指導教育指導員」を置き、ALTと英語科担当教員との連絡調整及び授業内容の充実に向けた助言・支援	1人配置	-		ALTとの連絡調整を学務係、授業の助言・支援を指導係の職員が行うようにしたため配置しなかった。	E
③-5 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター	市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育内容の充実に向けた助言・支援	1人配置	1人配置		特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。また人権・部落差別解消について教職員研修や授業についての資料作成、学級集団づくりについての助言等により、各校の教育内容について支援することができた。	A

④外国語指導助手派遣事業	外国語への興味・関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣	6人派遣	5人派遣	5人派遣	外国語指導助手を派遣し、外国語への興味・関心を高め、積極的に外国の人と関わろうとする態度を育成することができた。	B
⑤宇佐市教育委員会国際交流事業	国際感覚を身につけた人材と、英語力向上をめざしハワイ州中学生と交流事業を実施	オンライン実施	オンライン実施	実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインによる交流事業を実施し、英語に対する興味・関心が高まった。	A
⑥総合的な学習等を活用したふるさと教育・平和教育・キャリア教育の推進	ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じた郷土の理解促進	全校実施	全校実施	全校実施	各校の地域の特色を生かして人・もの・ことから学ぶ学習に取り組んでおり、郷土の理解促進につながった。	A
(2)豊かな心の育成						
①人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会	市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識を育成する効果的な教育実践の交流の推進	実施	実施	実施	各ブロックごとに授業研究会及び実践交流会を開催した。市人研指定の研究会を安心院ブロックの5校で開催し、学習を深めることができた。	A
②宇佐市人権フォーラムの開催	教職員の人権意識の高揚に向けた各校における人権教育の実践交流	実施	実施	実施	全体会及び分科会を開催し、実践報告のレポート討議や意見交流を行うとともに、教職員の人権意識の高揚を図った。	A
③教育支援センター(せせらぎ教室)事業	教育支援センターに指導員、臨床心理士を配置による不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援の推進	支援員4人、臨床心理士等配置	支援員4人、臨床心理士の週1回配置	支援員2人、指導員1人、臨床心理士の週1回配置	何らかの理由で学校に登校できていない児童生徒の学習や生活の場として、自立支援活動ができています。また、臨床心理士との相談活動を継続的に実施できた。	B
④スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーの活用による学校の問題解決能力の向上	4人配置	4人配置 相談件数 延べ6,147件	4人配置	スクールソーシャルワーカーは、学校や家庭からのニーズも高く児童生徒の個別の状況も複雑化し、相談件数も急激に増加している。2名が週2日、2名が週3日勤務し、児童生徒を取り巻く環境の改善を目的に学校や保護者に対して専門の立場からより効果的な支援を行った。	A
⑤多様性に配慮した宇佐市立中学校標準服の導入	令和6年度の導入に向けた宇佐市立中学校標準服のあり方に関する検討	実施	実施	—	令和5年5月の教育委員会において、最終決定し、関係者への周知や販売店との調整を図った。令和6年度より新標準服を導入する。	A
(3)健やかな体の育成						
①体力向上推進事業の推進	体力の向上に向けたR1テスト(走力+1種目)及び特色ある1校1実践の実施	実施	実施 小学校24校 1年生になわとびを配布	実施	「走力」及び「敏捷性」を中心に各校の実態に応じて「1校1実践」に取り組み、運動する機会の増加が図られた。	A

3. 課題・問題点

- 学校・地域・家庭の協働による三つの資質能力(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)の育成を目指した質の高い教育を提供し、安心して信頼して子どもを託すことのできる教育環境の整備が求められている。今後も地域素材や外部講師を活用し、発達段階に応じた系統的な学習を展開させていく必要がある。
- 少人数指導や習熟度別学習の実施等により、個に応じた学習指導を行うことで、確かな学力の定着を図ってきた。今後も継続していく必要があるが、教員免許保有者の不足が大きな課題となっている。
- 小学校外国語活動・英語科の授業の充実のため、ALTの増員が必要である。
- 人権教育や道徳教育等に取り組むことで人権感覚を育むとともに、豊かな心の育成に今後も努める必要がある。
- 学校教育目標の実現に向け、地域人材の活用による地域との協働体制づくりを更に進めていく必要がある。
- 児童生徒を取り巻く多様な課題を解決するためにスクールソーシャルワーカーの役割が重要になっている。関係機関との連携をさらに充実させるため、勤務日数の増加や増員が必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・様々な配置事業に取り組んでいるのは評価しており、現場の状況からも、市費による人員配置は必要不可欠であると思う。国や県に対して、教職員数の適正な配置を要望していただきたい。

重点施策 3 義務教育 (6) 学習環境の整備・充実

1. 目標
- ・良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備
 - ・信頼される教職員の育成
 - ・経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備						
①理科教育等設備整備事業	理科教育設備の整備(整備率の低い学校から順次実施) 小学校4校、中学校1校	宇佐小・西馬城小・高家小・津房小・駅川中	宇佐小・西馬城小・高家小・津房小・駅川中	豊川小・四日市南小・八幡小・駅館小・西部中	予定された各校に順次整備を行った。(生物顕微鏡、内臓模型など)	A
②小中学校教育システム最適化事業	小中学校の教育システムの構築により業務効率及びセキュリティの向上	校務ソフトの活用	校務ソフトの活用	校務ソフトの活用	校務ソフトが活用され教職員の業務効率が上がっている。令和5年10月からは県域で共同調達した統合型校務支援システムを活用している。	A
③GIGAスクール構想の実現	各校における児童生徒1人1台端末の活用推進(学習支援ソフトの導入・家庭へのモバイルルーターの貸与)	実施	実施	実施	児童生徒1人1台端末を授業や家庭学習で活用しているが、使う場面や使い方等について、さらに研修していく必要がある。	B
④ICT支援員の配置	ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポート	2人配置	2人配置	2人配置	ICT関連機器の設置や不具合等の対応等、学校のニーズに応じた素早い対応ができています。	A
⑤GIGAスクールサポーターの配置	教員及び児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末の操作や授業における支援の実施	2人配置	2人配置	2人配置	タブレット端末を使用した授業支援や操作支援等、学校のニーズに応じた支援ができています。	A
⑥校務支援システムサポーターの配置	校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業。更には、教職員への操作サポート業務の実施	1人配置	1人配置	1人配置	校務支援ソフトの年度更新作業や各学校のニーズに応じた操作サポートにより、校務支援システムの活用が図れている。	A
⑦学校図書館活用推進事業	学校司書の配置による図書館教育の充実	8人配置	8人配置	8人配置	学校図書館の蔵書整理、環境整備が進んでいる。ブックトーク等、学校司書の教科指導等により、学校図書館教育の充実を図ることができている。	A

⑧部活動指導員の配置	部活動指導員配置による学校部活動の指導の実施(部活動顧問の負担の軽減)	6人配置	6人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日	6人配置	配置校においては、専門的な技術指導や引率など教員の負担軽減ができています。	A
⑨スクールサポートスタッフの配置	教員の補助作業の実施	10人配置	10人配置 スクールサポートスタッフ 1日2時間 年間200日	7人配置	配置校においては、教材の印刷等を実施し、教員の負担軽減が図れている。	A
⑩学習指導員の配置	学習指導員配置による学びの保障	3人配置	3人配置	3人配置	配置校においては、個に応じた指導の充実が図れ、児童生徒の学習保障ができています。	A
⑪学校図書購入事業	小中学校の学校図書購入	実施	実施	実施	図書購入により、小中学校の図書館の充実が図れた。(小学校3, 418冊、中学校1, 732冊)	A
⑫デジタル教科書購入	指導者用デジタル教科書購入	実施	実施	実施	各小学校において、指導者用デジタル教科書を授業で活用している。	A
⑬学習者用デジタル教科書実証事業	デジタル教科書を提供し、教育効果を検証する対象は、小学校5・6年生、中学校全学年	実施	実施	実施	検証校において、1～2教科の学習者用デジタル教科書を導入。効果的な活用に向け、職員研修を行っている。(英語:全小中学校、算数・数学:該当小中学校)	A
(2) 経済的、地理的条件が不利な児童・生徒に対する支援						
①遠距離通学補助事業	・路線バスの定期代補助 ・自家用車を利用する通学に対する補助 ・自転車購入補助	実施	実施	実施	スクールバス通学定期代…深見・津房地区のうち路線バスが運行している地域の生徒が安心院中に通学するためバス定期代を補助した。(22人) 遠距離通学費補助金…院内地区の小学校で3km以上及び市内の中学校で5km以上の児童生徒に対し路線バス代を補助した。(17人)	A
②スクールバス運行事業	・市所有バスを利用した送迎業務委託 ・タクシーによる送迎業務委託	実施	実施	実施	路線バスの運行がない佐田地区(大見尾)、麻生地区の児童生徒が四日市南小、安心院中に通学するため市所有バス、ワゴン車で送迎業務を実施した。 遠距離通学児童生徒送迎業務委託…四日市南小、院内北部小、院内中部小、安心院中、院内中、西郡中に遠距離から通学する児童及び佐田地区から安心院中に通学する生徒に対しタクシーによる送迎業務を実施した。(39人)	A

③就学援助費	・就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 ・新入学用品の入学前支給	実施	実施	実施	入学準備がスムーズに行えるよう入学前の支給など、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行った。(小学校458人、中学校305人)	A
④生理用品の整備	誰でも気軽に使用できるように小中学校の女子トイレ等に生理用品を常備	実施	実施	実施	生理用品を各小中学校の女子トイレ等に配備することができたが、いつでも、誰でも安心して使用できる環境を整える必要がある。	B

3. 課題・問題点

- 国の方針に基づき、1人1台端末を導入し授業等で活用しているが、黒板やノートとの併用によるハイブリッド型の授業やオンライン授業等ICTの効果的な活用に向けたICT機器の整備や教員の研修が必要である。
- ICTに係る環境の変化が著しく、多岐にわたる業務であるため、ICT環境の更新、トラブルやセキュリティ対応等について専門的な知識を持つ職員の確保が必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・GIGAスクール構想の実現については、児童生徒1人1台端末の活用推進が図られていると思われる。しかし、タブレット等を使用に係る身体的・精神的な健康課題を教職員や児童生徒及び家庭にしっかりと理解してもらう必要がある。また、体験的な学習がおろそかにならないようICT機器を使用する場面や時間等を考えながら取組を進めていっていただきたい。
- ・部活動指導員等については、配置された学校では教員の負担軽減ができていると考えられるので、今後も引き続き人員配置を行い教員の負担軽減に努めてほしい。

重点施策 3 義務教育 (7) 地域とともにある学校づくり

1. 目 標 ・ 確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 確かな絆で結ばれた地域とともにある学校づくり						
①「宇佐市教育の日」を中心とした学校公開の推進	毎月19日を「宇佐市教育の日」として学校公開	実施	実施	実施	感染状況に応じて、実施方法や規模を工夫するなど感染予防対策を講じ、可能な限り実施した。	A
②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり	学校運営協議会制度の活用	実施	実施	実施	感染状況に応じて、時期や開催方法等を考慮しながら、全小中学校で開催できた。学校・家庭・地域の協働による熟議を今後も進めていく必要がある。	A
③中学校部活動の地域移行に向けた検討	宇佐市部活動検討委員会の開催	実施	実施	実施	部活動検討委員会を4回開催し、地域の受け皿の状況把握と地域クラブ化に取り組んだ。課題解決に向けた取組をさらに進めていく必要がある。	B

3. 課題・問題点

- 新型コロナウイルスの5類移行に伴い、学校公開等、保護者・地域との関わりが戻りつつある状況である。
- 児童生徒を取り巻く環境も複雑化していることから、学校運営協議会制度を活用し、課題を共有しながら熟議していく等、学校・家庭・地域の協働による学校支援活動をさらに推進していく必要がある。
- 部活動の地域移行に向けて、景は令和7年度末までに休日の部活動地域移行を目指しているが、受け皿団体や指導者の確保、保護者負担の軽減など全県としての課題が多い。

4. 事務点検評価委員の意見

・学校運営協議会では、様々な角度からの考えや意見を共有し、学校・家庭・地域が連携しながら魅力ある学校運営を推進してほしい。

重点施策 3 義務教育

(8) 学校給食の充実

1. 目 標
- ・安全で安心な学校給食の提供
 - ・食育の推進
 - ・子育て世帯への支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)安全で安心な学校給食の提供(11項目)						
①学校と家庭と連携した学校給食の提供	給食の提供回数 運営委員会 献立委員会	年202回 年1回 年3回	宇佐202回 南部201回 年1回 宇佐 年3回 南部 年1回	年203回 年1回 年3回	南部センターは、降雪による休校のため、提供数が減。運営委員会の議決事項により充実した給食事業を実施した。献立委員会を開催し、意見・要望を反映しながら充実した給食の提供を行った。	A
②給食の実施	宇佐 小学メニュー 中学メニュー 南部 共通メニュー	給食提供回数	給食提供回数	給食提供回数	毎日の各献立について、人体に有害と思われる異物混入がないか、調理過程において加熱処理等が適切に行われているか等の検査のため配達前に検査し、安全安心な学校給食を提供することができた。	A
③学校給食の満足度向上	デザート、ふりかけなどの追加提供	年60回	宇佐年89回 南部年62回	年60回	給食メニューにデザートやふりかけを付けることで、ボリューム感や美味しさのアップを図り、児童・生徒が満足のできるようにメニューの充実を図った。	A
④衛生管理基準の徹底	学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理の状況を定期的に点検	衛生管理・異物混入マニュアル等の「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」に沿って、衛生管理をはじめ異物混入対策等について、講習会を行った。	A
⑤施設の衛生管理	施設の消毒 有害生物モニタリング	年3回 月1回	年3回 月1回	年3回 月1回	専門業者による消毒、適正製造環境維持のモニタリングを実施し、施設の衛生管理を図った。	A
⑥給食施設職員の衛生検査、研修	検便 個人衛生点検表提出 研修会(衛生講習会)	月2回 毎日 年2回	月2回 毎日 年2回	月2回 毎日 年2回	職員の健康及び衛生管理のため検便を月2回実施するとともに、衛生講習会を夏休み期間等を実施し、衛生意識の徹底を図った。	A
⑦地産地消の取組推進	「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通じた地産地消の推進 「クロダマルの枝豆収穫」や「そら豆のさやむき」など食育体験と連携した取組	毎月2回 年1回 宇佐年1回 南部年3回	宇佐16回 南部16回 宇佐 2回 南部 5回 宇佐 0回 南部 4回	毎月2回 年1回 宇佐年1回 南部年3回	地元食材を使用した「ふるさと給食の日」、「学校給食1日まるごと大分県」を通じ、地産地消の推進を行った。宇佐センターは食育体験活動等は実施できなかった。南部センターは食育体験として、えんどう豆、そら豆、タケノコ、トウモロコシの皮むき体験を実施し、献立に加えた。	B

⑧食物アレルギー食材の除去食・代替食	鶏卵・乳・エビ・カニ・イカの5種類の食材	実施	実施	実施	保護者・学校・センターが連携を図り、両センターで除去食・代替食の提供を行った。	A
⑨運営委員会会計監査	給食費の徴収額 給食食材の購入費等	宇佐年3回 南部年1回	宇佐年3回 南部年1回	宇佐年3回 南部月1回	宇佐では年3回、南部では年1回会計監査を行い、適正な学校給食事業を行うことができた。	A
⑩未納給食費の対応	口座振替不能の連絡 督促状の発送	実施 年3回	実施 年6回	年3回	過年度の未納分については、督促状の発送の回数を増やすなどの対策を行ったが、収納率の大幅な向上にはつながらなかった。	B
⑪老朽化に伴う施設・設備の更新	施設、設備、配達車等の計画的な更新	実施	実施	実施	宇佐センター：厨房処理システム、プレハブ冷蔵ユニット、上水加圧ポンプ及び、連続式ガスフライヤー等の更新 南部センター：全自動軟水器及び食器消毒保管庫の修理、高圧洗浄機の更新 適切な維持管理・更新等を行い、安定した給食提供に努めた。	A
(2)食育の推進(3項目)						
①ホームページの充実	毎日の給食や献立を写真とコメントで紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介	実施	実施	実施	毎日の給食をホームページに掲載し、給食に関する関心を高めることができた。	A
②「給食だより」「宇佐給食通信」の発行	給食だより 宇佐給食通信	毎月作成 配布	毎月作成 配布	毎月作成 配布	給食レシピや季節のメニューを紹介し、栄養価や食材について分かりやすく掲載した。また毎月、食育の目標を決め、食の大切さ、衛生、マナー等について掲載した。毎月1回ずつ配布した。	A
③食育の指導	学校での食育授業、給食時間における食に関する指導 学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ	随時実施 随時実施	指導 宇佐 39回 南部 10回 試食 宇佐 18回 南部 9回 見学 宇佐 2回 南部 1回	随時実施 随時実施	各小中学校への食育授業及び給食センター見学において、学校給食を教材として食に関する指導を行った。また、PTA等の試食や見学の受入れも随時行うなど、学校と連携し食育の推進に努めた。	A
(3)子育て世帯への支援(1項目)						
①給食費の無償化	市内の全小・中学生の給食費を無償	実施	実施	実施	ふるさと応援基金や、国のコロナ交付金を活用して、子育て世帯を支援するため、市内の全ての小・中学生の給食費を無償とした。併せて、市外の公立小中学校に通学する児童・生徒に対しても給食費の補助を行った。	A

3. 課題・問題点

- 学校給食は、安全安心を第一に児童生徒に提供している。限られた予算内で見通しを持って献立や調理の工夫を図り、充実した学校給食の提供に努めていかなければならない。しかしながら、昨今の物価高騰の影響は大きく、限られた予算内では厳しい状況にある。安定した給食提供のため、給食費の見直しも含め、早急な対応が必要である。また、同センターの給食献立の統一等のメニューの内容についての検討が必要である。
- 給食の無償化については、子育て支援の全国共通の課題であり、恒常的で安定した財源確保のため、国が自治体に対し財政措置を講じるよう市長会を通じて要望していく必要がある。
- 異物混入等の発生を防ぐために、「学校給食衛生管理基準ガイドライン」を徹底し、衛生講習会や朝礼などで調理従事者に尚一層の意識の向上を図るとともに、調理従事者の感染等のリスクを防ぐ取組が引き続き必要である。
- アレルギー対応食を、保護者・学校・センターが連携し安全安心な提供に努める。
- 未納給食費については、引き続き定期的に催告書・督促状を送付し、未納金の徴収に努めるとともに、徴収率向上に繋がる取組を検討する必要がある。
- 公会計化については課題も多く、県下で導入している自治体を参考にしながら、関係各課と調整していく必要がある。
- 同センターともに施設設備の老朽化が進んでおり、適切な維持管理と学校給食の衛生管理に努めるため、児童生徒数の減少傾向も考慮しながら、優先順位を設定しつつ、計画的かつ適正に改修・更新等を行う必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・食育体験について、学校と連携し、給食に使う食材を実際に育て収穫することを体験させる取組をしてはどうか。
- ・学校給食センターで使用する調理器具や食器類、食品の容器については、材質等の安全性を確認し、安全安心な給食の提供に努めてほしい。
- ・多文化な学校教育の取組の一つとして、給食の献立について、様々な国の料理を給食に取り入れ、その国の料理から歴史や文化などの理解を深めるとともに、いろいろな味を体験してもらうことで、将来子どもたちが豊かで健全な食生活を送ることができるよう、今後も多種多様な献立作成をお願いしたい。
- ・未納分の給食費については、給食費無償化による保護者の給食費に対する納入意識の低下等により、さらに徴収が厳しい状況であると思うが、他市町村の取組等を調査研究し徴収率向上に向け取り組んでいただきたい。

重点施策 4 特別支援教育 (9) 特別なニーズに対応した教育の推進

1. 目 標 ・啓発活動と個別支援計画の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 啓発活動と個別支援計画の充実						
①就学前相談会の実施	「5歳児すこやか相談会」における就学相談	実施	実施	実施	8月～9月に「5歳児すこやか相談会」における就学相談を4回実施した。就学に関する相談は15件あり、子どもの状況や保護者の願いに寄り添いながら就学指導を行うことができた。	A
②個別支援計画の充実	支援ファイル「あしあと」の配布、活用	実施	実施	実施	就学前から就学前までの記録を記載したファイルを配布し、特別支援教育の充実を図った。 (配布数：36冊、累計486冊)	A

3. 課題・問題点

- 特別な支援を必要とする児童生徒等の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、特別支援コーディネーター等の活用の推進等、さらなる指導体制の充実が必要である。
- 就学猶予については、子育て支援課とも連携し、5歳児健診等における相談体制の充実を図る必要がある。
- 切れ目のない支援を実現するためには、「あしあとファイル」のより一層の活用を関係機関に周知する必要がある。
- 共生社会の構築に向けて、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるために啓発活動が求められている。
- 学校教育における特別な支援についてのニーズは高いため、今後も「子ども支援部会」との連携を一層推進していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・就学前相談はとても重要なことで、きめ細かい支援が継続して出来ている。関係機関と連携する機がつながりや生まれた時から就学前、そして就学後といった、縦のつながりを大切に、今後も切れ目のない支援を続けてほしい。
- ・義務制から高等教育へ進学したときの支援のつながりができるよう工夫してほしい。

重点施策 4 特別支援教育 (10) 特別支援教育環境の充実

1. 目 標 ・ 教育環境の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	5年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)教育環境の充実						
①学校教育支援教員等配置事業						
①-1 特別支援教育支援員	特別の支援を必要とする園児児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置	45人配置	45人配置	43人配置	教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うため支援員を配置した。	A
①-2 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター	市教委「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」による教育内容及び支援の充実	1人配置 (再掲)	1人配置 (再掲)	1人配置 (再掲)	特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。	A
②特別支援教育就学奨励費	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担軽減	実施	実施	実施	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に必要な援助を行い、負担軽減を図ることができた。(小学生56人、中学生16人)	A
③特別支援学校教諭免許取得率	免許取得率の向上	率の向上	取得率 77%	率の向上	取得率向上に向け、市内教職員を対象に免許取得説明会を実施した。特別支援学級担任の免許取得率をさらに向上させる必要がある。	B

3. 課題・問題点

- 支援が必要とされる児童生徒は増加傾向にある。特別支援教育支援員の増員や確保、資質向上をさらに図る必要がある。
- 特別支援学級や通級指導教室の増設、加配教員の増員等の要請を県に行い、個に応じたきめ細かな教育環境の整備を行う必要がある。
- 児童・生徒の障がいの状態及び発達段階や特性等に応じた指導ができるよう、教材等の充実を図る必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・今後も特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある。児童生徒の特性に応じた教育環境を整備するため、個々のニーズに応じた支援員の配置に努めてほしい。
- ・特別支援学校教諭免許取得の取組を継続し、教職員の意識の向上を図っていくことが必要である。

重点施策 5 高等学校教育 (11) 小中高連携教育の充実

1. 目 標 ・ 小中高連携教育の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 小中高連携教育の充実						
①連携型小中高一貫教育の推進	安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進	実施	実施	実施	「地球未来科」の内容を学習指導要領にある教科で継承していく研究を進めるとともに、小中高連携を図りながら、交流活動に取り組んだ。また、今年度は、コロナ禍も明け、開催方法等工夫しながら、運営指導委員会を2回、研究発表会を院内中部小学校、院内中学校、安心院高校で開催した。	A
②高校とのジョイント事業	市内高校への進学を推進するため高校の教諭が市内5中学校で授業の実施	実施	未実施	実施	年2回の連絡会議や市内5中学校で特色ある授業を実施する予定であったが、県の高校教諭派遣事業が廃止となったこともあり実施困難であった。	E
③中高合同連携会の開催	中学校と地元高校の連携の推進	実施	実施	実施	各高校との連絡会、中高生徒指導連絡協議会、進路保障協議会等、適宜開催している。	B

3. 課題・問題点

- 児童生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現のためにも、小中高の連携と継続的な指導が必要であることから引き続き、小中高一貫教育の取組を推進していく必要がある。
- 地元高校へ進学する生徒を増やすために、生徒同士の交流の機会を設けるなど(高校生が母校の魅力を直に中学生へ伝えるなど)中高連携の取組のさらなる充実が必要である。
- 全ての生徒の「学力」を保障するために、高校に「特別支援教育支援員」の配置、地元の支援学校に「情緒学級」の設置を要求しているが実現できていない。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・小中高連携はとても大事なことであるので、県教育委員会に今後も要望をあげながら、取組を継続してほしい。
- ・連携型小中高一貫教育の推進については、安心院高校生徒全国募集支援協議会とも連携しながら、推進を図っていただきたい。

重点施策 5 高等学校教育 (12) 奨学制度による支援

1. 目 標 ・教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援						
①奨学制度による支援	宇佐市奨学資金	補助人数 46人	補助人数 46人	補助人数 45人	1年生15人、2年生15人、3年生15人、5年生1人 ・選考：毎年15人以内 ・金額：月額5,000円 (卒業するまで)	A
	藤・稲尾奨学資金	補助人数 11人	補助人数 10人	補助人数 12人	1年生4人、2年生3人、3年生3人 ・選考：毎年5人以内 ・金額：月額5,000円 (卒業するまで)	

3. 課題・問題点

- 奨学金を贈与することは、教育の機会均等と人材育成を図る上で重要な施策と考え推進していく必要がある。
- 宇佐市奨学資金については、北部中、西部中、長湊中、宇佐中、駅川中、院内中の6中学校の校長推薦の候補者の中から毎年15人以内を選考している。「藤・稲尾奨学資金」については、安心院中学校から毎年5人以内の選考を行っているが、今年度の選考(令和6年度開始分)については応募がなかった。これまでの周知方法はホームページに掲載するとともに、学校を通じて全保護者へ案内文書を配布し呼びかけをお願いしていたが、今後は保護者にお知らせする時期を早めるなど周知に取り組んでいく必要がある。
- 「藤・稲尾奨学資金」は、合併前の安心院町からの同基金による補助となっているため、奨学金制度の合併については今後の課題ではあるが、寄附者の意向を十分に考慮し対応する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・奨学金を贈与することは、未来ある子どもたちのために大変重要な施策と考えるので、今後も継続してほしい。

重点施策 6 生涯学習

(13) 生涯学習施設・設備の充実

1. 目 標 ・生涯学習施設・設備の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 生涯学習施設・設備の充実						
① 公民館等施設の整備	整備事業の実施 施設等の維持・管理・整備	長洲公民館建設・供用開始 (宇佐) 実施 (安心院) 4地区公民館 (院内) 5地区公民館 宇佐市安心院グラウンド	実施 実施 実施 実施	旧長洲公民館解体・周辺整備 (宇佐) 4公民館 (安心院) 4地区公民館 (院内) 5地区公民館 宇佐市安心院グラウンド	長洲公民館は令和5年10月建設工事が完了。令和6年2月供用開始となった。 各公民館の修繕等実施し、維持管理を図った。 深見・津房・佐田地区公民館にAEDを更新した。 南院内地区公民館鍵修繕等を実施した。 草刈・清掃を実施した	A
② 社会教育集会所の整備	現状調査、計画検討 施設等の維持・管理	現状調査 随時実施 (宇佐) 12集会所 (安心院) 4集会所 (院内) 3集会所	随時実施 実施 実施	現状調査 随時実施 (宇佐) 12集会所 (安心院) 4集会所 (院内) 3集会所	各集会所については、現状調査を実施した。 各集会所は各種修繕・養蚕替え等を実施し、維持管理を図った。 各集会所の修繕等を実施した。 各集会所の修繕等を実施した。	A

3. 課題・問題点

- 長洲公民館は、令和5年10月に建設工事が完了し、令和6年2月に供用を開始した。供用開始後活動を開始する自主サークルが増加している。今後もさらなる利用促進を図ることが必要である。
- 社会教育集会所は築35年以上が経過し、毎年修繕箇所が増加しているが、適宜対応している。公民館についても老朽化等により修繕が必要な箇所があるが、高額な費用を要する場合の対応に、苦慮している。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・宇佐市安心院グラウンドは、従前安心院ソフトボール協会が管理していたが、今後の管理方法を速やかに検討すべきである。
- ・集会所の修繕は必要だが、平素からの施設管理を関係者ならびに利用者へ周知してほしい。

重点施策 6 生涯学習

(14) 生涯学習活動機会の拡充

1. 目 標

・社会教育推進体制の充実
・活動機会の拡充

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 社会教育推進体制の充実						
①社会教育推進体制の充実	社会教育委員会 公民館運営審議会 社会教育関係職員研修	年3回実施 年2回実施 10回定例会 他	年3回実施 年2回実施 12回定例会 他	年3回実施 年2回実施 10回定例会 他	社会教育委員会3回、公民館運営審議会2回、公民館長・指導員会議毎月実施した。	A
	人権同和教育研修会	随時 (安心院・院内)	随時	随時	人権同和教育研修会を安心院・院内合同で社会教育指導員対象に2回開催した。 (11月9日・2月27日)	
	大分県公民館研究大会	年1回	年1回	年1回	大分県公民館研究大会に参加した。(10月6日)	
	中津地区公民館振興大会、社会教育研究大会	年2回	年2回	年2回	中津地区公民館振興大会は7月と1月に開催。「人生100年時代を見据えた公民館」をメインテーマ、サブテーマを「健康寿命を延ばす生きがいのある公民館活動」と設定し、研究を進めた。	
	まちづくり協議会との活動推進	協働実施 (安心院・院内)	協働実施	協働実施	公民館の敷地内の草刈り、植木の手入れなどを協働して実施した。	
(2) 活動機会の拡充						
①活動機会の拡充	宇佐子ども体験教室	年10回	年8回	年10回	子ども体験教室は3回開催し、28人の参加があった。コロナウイルス感染症防止のため2回中止した。	B
	全体 「二十歳のつどい」式典 生涯学習作品展等の開催	実施 (1月7日) 作品展年1回	実施	実施 (1月12日) 作品展年1回	「令和5年二十歳のつどい」として実施した。(372名出席) 各地域で実施した。	
	宇佐 公民館各種学級・教室	4公民館23学級・講座 94自主サークル	実施	4公民館23学級・講座 94自主サークル	生涯学習作品展3月11日～12日開催した。(出品数405点)	A

安心院	安心院地域ふれあい文化祭	年1回開催	実施	年1回開催	安心院地域ふれあい文化祭作品展を11月25～26日開催した。(出品数640点)	A
	地区公民館 各種学級、講座	4公民館30学級・講座 26自主サークル	実施	4公民館30学級・講座 26自主サークル	実施した。	
	子ども太鼓教室 (佐田)	実施	実施	実施	実施した。	
	まちづくり協議会との協働で地区民体育大会開催 4地区	各地区年1回実施	一部実施	各地区年1回実施	地区民体育大会佐田・津壽・深見地区は実施、安心院は中止した。	
院内	院内芸術文化祭参加	年1回協議開催	実施	年1回協議開催	院内芸術文化祭 11月5日開催した。(出品数169点)	A
	院内公民館女性 スクール	5館 年10回程度 実施	実施	5館 年10回程度 実施	計画に従って実施した。	A
	中央公民館、地区公民館各種学級・講座	6公民館12学級・講座 年10回程度 実施 19自主サークル	実施	6公民館12学級・講座 17自主サークル	院内中央公民館 6講座、地区公民館6学級開講した。	A

3. 課題・問題点

- 市内公民館は高齢者利用が多く、青壮年男性の利用者が少ない現状がある。高齢者についても、コロナ禍の影響で各学級が実施できなかったことや健康状態悪化により各種学級の参加者が減少している。公民館利用者は、今年度は約88,000人となっている。昨年度の約72,000人からは増加しているが、今後も市民に対して公民館利用を促すことが必要である。
- 安心院、院内地域では、まちづくり協議会事務局が公民館内に設置されている場合が多く、棲み分けを固りながらも実情に合わせ連携と促進を図ることとする。各公民館が地域の実情に合わせて、より一層の連携・協働をめざすことが必要である。
- 青壮年について、社会構造の変化により生涯学習については個々に応じて実践されていると思われるが、社会教育の面で乏しいところは否めない。公民館等での防災や減災、まちづくりに関する学習機会の提供が必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・これまで公民館は「来たい人が来る施設」だったが、今後はより多くの人が「気軽に訪れてもらえる施設」になるよう努める必要がある。

重点施策 6 生涯教育

(15) 図書館サービスの充実

1. 目標

- ・図書館資料の収集・整理の充実
- ・図書館資料と施設機能の有効活用
- ・ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 図書館資料の収集・整理の充実						
①市民一人あたりの貸出し冊数(貸出密度)	市内貸出冊数/奉仕人口	5.1冊	5.2冊	5.1冊	新型コロナウイルスの5類移行により、減少していた来館者も、ほぼ復活した一方で、一人当たりの貸出数の増加傾向は維持されており、指標を達成することができた。全体に占める小学生の貸出数が約2割に及ぶ。	A
②市民一人あたりの蔵書冊数	蔵書冊数/奉仕人口	5.4冊	6.0冊	5.4冊	継続的な資料購入により、令和元年度に実施した大規模除籍の影響が少なく、再び蔵書の充実が図れている。今後とも、新鮮な資料の購入が望まれる。	A
(2) 図書館資料と施設機能の有効活用						
①上映会(視聴覚ホール)	毎週土・日の上映会の来場者	1,000人	(113回) 934人	1,000人	回数、来場者とも例年並みの実績を維持。権利上の制約で上映作品に限られるが、選定の工夫でさらなる来場者の増加を図る。	A
②ギャラリー展示	2階の渡廊記念ギャラリーで各種企画展を開催展示	5,000人	(企画数5) (166日間) 3,462人	5,000人	昨年度と同様5企画を実施した。来館者数は指標に届かなかったものの参加者数は概ね例年並みであった。他課とも連携しながら充実した内容となった。	B
(3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進						
①小学校を中心にした全域サービス	自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数	21,000冊	15,882冊 (105回運行)	13,000冊 (R4実績で算定)	2台の移動図書館車を運行し、昨年度より柳ヶ浦小学校を増やし、児童と地域住民の利用を見込み、小学校区27箇所を巡回した。そのうち利用の多い3小学校に昨年度より補助車が同行している。	B
②電子分館の利用促進	利用登録者数(累計) 貸出冊数(年間)	1,000人 2,000冊	573人 1,260冊	1,000人 1,500冊	来館せずに登録できる方法に切り替えて利用促進を図ったが、登録、貸出ともに指標に届かなかった。広報やホームページで引き続き利用促進に努める。	B
3. 課題・問題点						
<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスの5類移行から1年が経過し、館内の閲覧席の半減など、ほとんどの利用制限は撤廃したが、職員による本の消毒作業は継続した。アフターコロナ期のサービスの復元や新たな工夫が求められている。 ○蔵書収容能力が限られている現実の中で、新鮮な資料の充実と、適切な除籍作業とのバランスが大切である。 ○電子分館や補助車を有効に活用し、コロナ後における読書環境の維持・向上を図っていかねばならない。 ○ギャラリー展示は社会教育課の平和資料展や子育て支援課の「うさこ」関連似顔絵展など、連携を進めており、今後とも、他課との連携が不可欠である。 ○コロナ禍において利用が減少した自動車図書館の一般市民の利用促進に努める必要がある。 ○開館後25年が経過し、施設・設備の改修・更新等が必要になるため、中長期的な計画作成に努める。 						

4. 事務点検評価委員の意見

- ・自動車図書館の地域住民の利用促進については、周知の方法を工夫する必要がある。ホームページ、チラシに加え、一般向け広報紙に「ステーション紹介」の連載をしているようだが、例えば、各地域の公民館に巡回情報を提供したり、「公民館だより」等に掲載してもらおう努力をするなど、新たな発想が必要である。
- ・コロナ対策で導入した電子分館サービスは、非来館型サービスとして、コロナ後においても有効である。さらなる充実を期待している。

重点施策 6 生涯教育

(16) 読書活動の推進

1. 目標

- ・「宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進
- ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進
- ・読書環境づくりの充実
- ・図書館事業・行事の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進						
①朝読の推進	市内の小中学校等で実施	全校で実施	全校で実施	全校で実施	市内全小中学校への聞き取り調査により、全校での実施を把握することができた。	A
(2)「うさ教育・家庭・読書の日」の推進						
①読書感想文・感想画コンクール表彰式	応募点数	感想文 2,000点 感想画 2,000点	感想文 1,080点 感想画 1,050点	感想文 2,000点 感想画 2,000点	昨年度はコロナ禍により希望校のみが取り組んだが、今年度は市内全校の参加が復活した。	B
(3)読書環境づくりの充実						
①新小学1年生への利用案内	図書館職員による図書館利用方法の説明の実施	利用案内希望校の市内全新一年生	22校 27クラス	利用案内希望校の市内全新一年生	依頼があった全学校へ図書館職員が出向き、図書館利用の仕方等の説明を行なうとともに、「読書の通帳」を配布し、好評であった。	A
(4)図書館事業・行事の充実						
①横光利一俳句大会	応募点数	7,000点	6,991点	7,000点	全国から票ね指標に等しい応募があった。表彰式は、会場定員の人数制限は設けず、入賞者と関係者で満席となった。	A
②宇佐学マンガシリーズの活用	マンガシリーズの販売・寄贈等	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」で新成人に配布	「二十歳のつどい」では記念品として「石橋王と呼ばれた男・松田新之助」を配布した。	A
③オリジナル絵本の製作	宇佐の歴史に関する絵本の製作	市内小中学校等に寄贈	未実施	—	世界かんがい施設遺産に登録された広瀬井路と平田井路を子ども向けに紹介するオリジナル絵本を製作する計画であったが、計画に無理が生じ、実施を見送った。	D
④「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定	事前アンケートの実施	市内全小中学校	市内全小中学校	—	市内全小中学校でアンケート調査を実施し、「第四次宇佐市子ども読書活動推進計画」策定のための準備が整った。	A

3. 課題・問題点

- 「うち読」(家庭での読書推進)の啓発活動を推進する必要がある。
- 「朝読」は学校、学年により取組の濃淡が見受けられる。積極的な推進のための工夫が必要である。
- 感想文・感想画コンクールは、コロナが5類に移行し、全市をあげた取組が復活した。今後は教職員への負担軽減に務めながら学校との連携を続けたい。
- 月末図書整理日に実施している学校司書との研修は情報共有と連携の重要な機会であり、継続が必要である。高等学校との連携の機会が少ないことが課題である。
- コロナ禍で活動を中止したままの図書整理ボランティアの再開が課題である。
- コロナ禍で試みた現地散策、リモート講座、動画配信など、非来館型サービスの講座は、アフター・コロナ時代にも有効と思われる。
- オリジナル絵本は職員による手作りという計画自体に無理があり、実施できなかった。今後の実施に当たっては、根本的な計画の見直しが必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・図書館サービス全般については、以前から、常に前向きな取組を継続している努力が感じられる。今後とも未永く努力の継続をお願いしたい。
- ・オリジナル絵本の製作が実現しなかったことは残念だが、企画自体は楽しい内容である。未実施は内的要因とみなされるので、機を改めて実現可能な計画に練り直し、ぜひ再チャレンジしてほしい。

重点施策	7 青少年育成	(17)	青少年育成関係組織・体制の充実
------	---------	------	-----------------

1. 目 標	・関係組織・体制の充実
--------	-------------

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)関係組織・体制の充実						
①関係組織・体制の充実	青少年健全育成市民会議	年1回実施	年1回実施	年1回実施	于佐市青少年健全育成市民会議総会7月22日に開催した。	A
	各地区青少年健全育成協議会	7地区協議会・各年2～3回実施	7地区協議会・各年2回実施	7地区協議会・各年2～3回実施	青少年健全育成協議会7中学校区 年2回実施した。	
	(安心院)安心院B&G海洋センター事業推進少年ドッジボール少年剣道	年1回実施 年1回実施	実施 中止	年1回実施 年1回実施	ドッジボール大会 11月12日(参加16チーム) 剣道大会は参加チーム少数のため中止となった。	A

3. 課題・問題点

- 青少年健全育成は、小学校等では地域との連携が図られているが、各地域の関係組織が高齢化や会員減少によって役員選出が困難になっていることも報告されている。今後も関係団体と連絡調整を図り、体制維持に努める必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・少年ドッジボール大会は市内からの参加チームが少なかったようだが、今後も可能な限り市内からの参加チーム増加に努めてほしい。

重点施策 7 青少年育成 (18) 健全な社会環境づくり

1. 目 標 ・有害環境浄化活動の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)有害環境浄化活動の推進						
①有害環境浄化活動の推進	深夜営業の店舗等 関連業界、店舗等に 取組の周知、協 力の促進	店舗への 周知	実施	店舗への 周知	県の取組に併せて実施した。	B
	地域、警察署等関係 機関等との連携取組	実施	実施	実施	各地区青少年健全育成協議会 の例会等で地域住民・警察関 係者に対して取組を周知した。	

3. 課題・問題点

- 深夜営業の店舗等への働きかけが出来ていないことから、今後「大分県青少年の健全な育成に関する条例」等の周知に努める。
- 地区の青少年健全育成協議会例会等において現状把握や取組の周知を行っているが、さらなる浸透を促すためには、地域関係者や関係機関と連携を図りながら、市が主体的に啓発活動実施に努める必要がある。
- 青少年のSNSとの関わり方や情報リテラシーに関する課題や情報を、地域・家庭に発信する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・青少年健全育成については、行政としても県や学校、市内関係機関と連携した取組が必要であるが、保護者の啓発なくしては成立しない。講演会等を開催しながら、今後保護者に対して一層の啓発に努めてほしい。

重点施策 7 青少年育成

(19) 地域「協育力」の向上支援の充実

1. 目 標 ・学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実						
①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進	小学生チャレンジ教室 (西馬城、佐田、深見、南院内、院内中部、天津、長峰、横山) 未来創生塾事業 (安心院、駅川、西部) 地域学校協働活動推進事業 地域学校協働推進員 各小中学校区に配置	8か所実施	8か所実施	9か所実施	小学生チャレンジ教室 8か所実施(天津、長峰、西馬城、佐田、深見、南院内、院内中部、横山小)参加児童157名。サポーター等108名。子どもの安心安全な居場所づくり、地域の方とのふれあいや様々な体験活動を実施。サポーター研修会の開催した。 夏季休暇中に西部中、駅川中、安心院中生徒を対象に実施した。 全校区で実施した。	A
②ボランティア登録の推進	学校支援ボランティア(地域学校協働活動事業)	490人登録	474人登録	490人登録	31校、2,566件の活動があった。ボランティア登録者数は微増した。	A
③「放課後児童クラブ」との連携	連携した取組と連携会議の実施	実施	実施	実施	小学生チャレンジ教室8か所の内天津、佐田、深見、南院内、院内中部5か所で連携実施した。	B

3. 課題・問題点

○小学生チャレンジ教室、地域学校協働活動推進事業等の講師・支援者等は、人材確保が課題であるが、関係者と情報交換を行いながら、可能な限り人員確保に努めている。また、会議開催や県等の研修に参加し、プログラムや体験内容について新たな内容の開催等に努めている。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・学校支援ボランティアの実働人員把握に努めてほしい。
- ・子どもにとって体験することは重要であることから、放課後児童クラブとの連携により一層努めてほしい。

重点施策 7 青少年育成

(20) 家庭教育支援の充実

1. 目 標
- ・家庭教育支援の充実
 - ・「家庭の日」の普及・啓発

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)家庭教育支援の充実						
①家庭教育支援の充実	家庭教育支援チームの設置 (7中学校区)	7チーム	7チーム	7チーム	7中学校区にPTA母親部を中心に設置している。	B
	子育て講演会の実施	実施	実施	実施	未就学児から小学校低学年の保護者を対象とした「子育て講演会」を開催した。	
	連携会議の実施	実施	実施	実施	随時子どもプラン推進会議等で連携した。	
	指針冊子の配布、啓発	実施	実施	実施	新一年生保護者に配布した。	
	食育(食育ワーキング会議との連携)	実施	実施	実施	食育ワーキング会議との連携した。	
(2)「家庭の日」の普及・啓発						
①「家庭の日」の普及・啓発	「家庭の日」の推進・啓発	実施	実施	実施	毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の役割についてチラシ等配布を行った。	B
	社会教育関係団体等と連携し「家庭の日」の推進	実施	実施	実施	関係団体に周知を図った。	

3. 課題・問題点

○家庭教育は教育の原点であり、就学前の子どもの教育は人格形成に非常に大きな影響を及ぼすことが指摘されている。子ども達を取り巻く環境は複雑化しており、家庭教育はより重要となっている。関係機関と連携し、家庭教育の大切さを啓発する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・昨年は就学前と低学年児童の保護者を対象に講演会や冊子を配布しているが、近年SNSの普及や地域社会の変化等により、以前と比較して家庭における子育て環境が悪化している様に感じられる。これは社会教育のみの取組では、改善を図ることはできないと思われるため、子育て関係部局と連携を図りながら、保護者と児童の、いずれにも啓発ができるよう市全体で事業を実施して頂きたい。

重点施策 8 人権教育・啓発 (21) 人権尊重社会の推進

1. 目 標
- ・地域全体で推進する体制づくり
 - ・人権教育・啓発の推進、拡充
 - ・指導者の養成推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)地域全体で推進する体制づくり						
①地域全体で推進する体制づくり	人権教育促進事業(教育集会所学級の開催)	(学佐) 12集会所 34学級	12集会所 32学級	12集会所 32学級	各世代の学級開設 12集会所、32学級、295回開催。2学級は学級生不在のため休止した。	A
	集会所解放講座	(院内) 2か所実施	2か所実施	2か所実施	講座を実施した。	
	ふれあい学習会	1か所実施	1か所実施	1か所実施	学習会を実施した。	
(2)人権教育・啓発の推進・拡充						
①人権教育・啓発の推進、拡充	公民館等入権教育講座の開催	(学佐) 各公民館 23学級・講座 (安心院) 4公民館 年1回1回開催 (院内) 各公民館 (安心院) 年12回開催	15学級 実施 実施	各公民館 23学級 各公民館	各公民館での高齢者学級、女性学級等で年1回以上人権講座を開催した。 実施した。	B
	社会教育集会所 人権教育講座開催	年12回開催	2回開催	年12回開催	人権に関する学習を深めた。	
	安心院地域人権講演会	年1回	1回	年1回	1月17日:安心院文化会館	
	院内人権啓発合同学習会	年1回	1回	年1回	12月8日:院内交流ホール	
(3)指導者の養成推進						
①指導者の養成推進	指導者講習会の開催及び研修会参加	年4回 (県他)	研修会参加	年4回 (県他)	県等の研修会・講座に参加し、啓発活動に活用した。	A
	両院地区社会教育指導員人権学習会	年2回	実施	年2回	両院地区指導員が、課題共有・情報交換を行った。	

3. 課題・問題点

○人権課題への対応にむけた家庭・学校・地域の共通認識醸成が喫緊の課題となっている。また、少子化と高齢化等により地域の人口が減少し、集会所学級の維持が困難になっている事例もある。地域と連携し、各学級への参加を促す取組が必要である。また、各学級等での指導についても参加者の年齢や小中学校等の授業内容に対応した内容とするために、指導者が学級関係者と確認を行いながら、運営にあたる必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・各公民館の高齢者学級や女性学級では、人権学習が計画的に実施されている。今後もあらゆる機会を通じて人権教育啓発に努めてほしい。

重点施策 8 人権教育・啓発 (22) 人権総合対策の推進

1. 目 標 ・経済生活の安定と社会福祉の増進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)経済生活の安定と社会福祉の増進						
①経済生活の安定と社会福祉の増進	教育委員会を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携	各集会所	各集会所	各集会所	各集会所等での人権学習会時に隣保館職員も同席し相談を実施し福祉の向上を図った。	A

3. 課題・問題点

○相談内容は様々であり、相談者の困り事解決に向けて、本市関係各課や関係組織への連絡調整や連携を図っているが、今後は益々適切な対応を図ることが必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

・市人権啓発・部落差別解消推進課、隣保館、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めてほしい。

重点施策 9 平和ミュージアム (23) 平和ツーリズムの推進

1. 目標

- ・平和ミュージアム構想のPR
- ・講座等の開催
- ・空がつなぐまち・ひとづくり推進事業
- ・戦争関連資料の収集、保存

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 平和ミュージアム構想のPR						
①平和ミュージアム構想PR事業	事業全般の周知や修学旅行の誘致、ふるさと納税等のPR活動	関東圏、関西圏PRリーフレット作成	関西圏PRリーフレット作成	関東圏PR、関西圏PRリーフレット作成	PRリーフレットを作成、配布。関西圏での教育旅行懇談会に出席した。(教育旅行の受入28校)	A
(2) 講座等の開催						
②講座等の開催	遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催。事業周知、機運醸成のためのオープン講座、各種団体への講座、企画展等の開催	ガイド養成2講座開催 企画展等イベント開催1回	ガイド養成講座初級・中級各6回開催 ふれあい出前講座6回 学校1回 企画展	ガイド養成2講座開催 企画展等イベント開催1回	ガイド養成講座(初級3名・中級11名)、ふれあい出前講座6件、学校講座1回を開催し事業周知、機運の醸成を図るとともに、資料館建設時の運営体制を定める取組を行った。資料展を宇佐市民図書館で行った。(来場者数866名)	A
(3) 空がつなぐまち・ひとづくり交流事業						
③空がつなぐまち・ひとづくり交流事業	「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進	協議会連携事業の推進	実施	協議会連携事業の推進	遠穂市との総会・幹事会(4回)の開催、スタンプラリー、シンポジウム開催等、各種プロモーションを展開。農泊等との連携推進体制構築に向けて検討した。	A
(4) 戦争関連資料等の収集、保存						
④展示資料等の収集、保存	宇佐海軍航空隊関連資料等の収集、九七式艦上攻撃機の保存処理	実施	実施 受入26点	実施	今年度中に寄贈された宇佐海軍航空隊関連の資料は寄附26点で、取得した九七式艦上攻撃機(実機)の展示活用に向けた保存処理を実施した。	A

3. 課題・問題点

- 平和ミュージアム建設スケジュールが決まり次第、教育旅行PRを強化し、具体的な商談を行う。
- 図書館ギャラリーを利用した企画展は、年々参加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。今後も全体事業の周知を含め機運醸成に努めることが必要。地域の高齢者学級、婦人学級を中心とした出前講座も定着しつつあることから、地域に向き事業の進捗状況、平和に対する取組の拡大に努める。
- 当時の貴重な資料は散逸が危惧されていることから、継続した資料収集の取組が必要。一方、収集した資料は、整理に時間を要している現状がある。資料整理はもちろん、保管スペースの確保、収蔵データ公開システムのデータ更新を進めるなど、資料活用に向けて運用が課題である。
- 九七式艦上攻撃機の保存活用については、専門家の意見を参考に、将来的に展示できるように適切に保存処理する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・平和ミュージアム建設の必要性と理解を得るために県外市外だけでなく、先ずは市内のPRを強化してほしい。

重点施策 9 平和ミュージアム (24) 資料館の機能拡充

1. 目 標
- ・宇佐市平和ミュージアム(仮称)建設準備委員会の開催
 - ・資料館建設の推進
 - ・パールハーバー航空博物館国際交流事業

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)宇佐市平和ミュージアム(仮称)建設準備委員会の開催						
①建設準備委員会の開催	資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム(PT)会議の実施	委員会開催 プロジェクトチーム(PT)会議開催	建設準備委員会、PT会議 合同会議2回開催	委員会開催 プロジェクトチーム(PT)会議開催	建設準備委員会、プロジェクトチーム会議を資料館建設事業再開を踏まえ、2回開催した。	A
(3)パールハーバー航空博物館国際交流事業						
③パールハーバー航空博物館国際交流事業	パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流	同館、ホノルル市へ高枚生等の派遣	未実施	平和ミュージアム建設再開によりリモート等による交流再開	新型コロナウイルスの影響で未実施となった。	C

3. 課題・問題点

- 建築主体工事の入札不調により延期状態である資料館建設事業は、社会経済情勢の影響や市の財政状況を鑑みて計画の再構築を行った。全体事業の基幹となることから、引き続き建設準備委員会を開催しながら令和6年度設計委託再発注に向けて取組を進める。
- ホノルル市(ハワイ)との友好都市協定が締結されたことから、国際的な交流の礎が築かれた。関係各課との連携を深め、歴史的なつながりを有する両市の国際平和の推進をはじめ、友好的で有益な交流に向けた取組が重要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流については、人員の派遣等は難しいところもあるが、平和ミュージアム開館に向けて、連絡体制は途切れることのないようにしてほしい。

重点施策 9 平和ミュージアム (25) 戦争遺構の保存整備

1. 目標

- ・宇佐海軍航空隊跡保存整備事業
- ・宇佐空の郷維持管理事業
- ・モバイルガイドシステムの活用
- ・シティバイク整備事業

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業						
①宇佐海軍航空隊跡保存整備	フィールドミュージアムサイン整備	フィールドミュージアムサイン整備	フィールドミュージアムサイン整備7箇所	調査実施	戦争遺構群(フィールド)への誘導及びフィールド内の周遊促進を目的としたサイン整備を実施した。(7カ所)	A
(2) 宇佐空の郷維持管理事業						
②宇佐空の郷維持管理事業	平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実に努め、さらには管理団体を育成、支援	年間来館者数 10,000人	年間来館者数 12,680人	年間来館者数 10,000人	管理団体の育成、支援による受け入れ体制の強化した。情報発信により来館者数を増加した。	A
(3) モバイルガイドシステムの活用						
③モバイルガイドシステム等の活用推進	専用ホームページ及びガイドアプリ「うさんぼナビ」へのアクセスを促すよう情報発信に努め、連携めぐりの活用促進	年間アクセス数 10,000件	年間アクセス数 10,000件	年間アクセス数 10,000件	専用ホームページの運用とともに、システム利用者拡大に向けて情報発信した。平和ミュージアム(仮)ホームページアクセス数27,356件。	C
(4) シティバイク整備事業						
④シティバイク整備事業	フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備及び活用推進	レンタル自転車の維持管理活用推進	レンタル自転車の維持管理活用推進	レンタル自転車の維持管理活用推進	レンタル自転車「うさんぼチャリ」を「宇佐空の郷」に配置し、平成29年12月より運用開始した。	B

3. 課題・問題点

- 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業では、短期的な遺構整備の完了に伴い、宇佐空の郷来館者も増加している。令和7年度に戦後80年を迎えるに当たり情報発信に努め、ガイドアプリや平和学習促進疑似体験コンテンツ(VR)体験も周知に努め、来客者数を定着させ、リピーターに繋げることが課題である。
- モバイルシステム、レンタル自転車については、平和ミュージアム建設時にシステムの再構築が必要と考える。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・案内看板については分かりやすいフォントやデザインに努めてほしい。
- ・戦後80年に向けての情報発信の強化と平和ミュージアム建設に合わせた、モバイルシステムやレンタル自転車の利用促進を再検討してほしい。

重点施策

10 文化財

(26) 文化財の調査と保護

1. 目 標
- ・調査・研究の推進
 - ・文化財の指定と保護の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 調査・研究の推進						
①市内遺跡発掘調査事業	各種開発に伴う重要遺跡の確認調査の実施、遺跡の保護と開発との調整を図るための資料収集、既往調査の報告書刊行	実施	実施	実施	周知の埋蔵文化財包蔵地における届出・通知件数は75件、埋蔵文化財の立金調査15件、試掘確認調査4件、本調査1件を実施した。	A
②民間開発対応発掘調査事業	民間開発で破壊の危険にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実施	実施	実施	民間開発に伴う立金調査は行ったが、発掘調査(本調査)の実施はなかった。	B
③公共工事対応発掘調査事業	公共工事で破壊の危険にある遺跡保存を目的とした発掘調査の実施	実施	実施	実施	農林水産省の下宅2工区区画整理工事に伴い、宮ノ原遺跡の発掘調査を実施した。	A
④文化財保存活用地域計画等策定事業	計画書の策定	実施	実施・完了	-	「宇佐市文化財保存活用地域計画書」を300部印刷し、関係機関・学校への配布を行った。	A
⑤特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業	川漁等で不埒に捕獲された個体の保護、保存、河川工事実施のための各種調査及び委員会の開催	調査4回 委員会1回 連絡協議会2回開催	調査1回 委員会2回 連絡協議会1回開催	調査4回 委員会1回 連絡協議会2回開催	生態調査・委員会・協議会の実施や、開発行為への指導・調整を行った。	B
(2) 文化財の指定と保護の推進						
①文化財の指定・登録	文化財指定や登録について、調査と研究の実施	実施	実施	実施	文化財調査委員会を1回開催した。	A

3. 課題・問題点

- これまでの文化財の保護・保存だけでなく、活用に対処するための体制づくりが急務である。
- 文化財技師の3名が20歳代であるため、研修等を活用した技術・知識の向上が必要である。
- 今後の文化財保護の方針となる「宇佐市文化財保存活用地域計画」が今年度に完成した。今後は計画実行にあたり、有識者や地域との協議・調整が必要となってくる。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・市内遺跡発掘調査指導委員会をもっと活用してもらいたい。
- ・文化財調査委員会を計画開催し、指定・登録を推進してほしい。
- ・発掘調査遺物が数カ所に分けて保存されているが、遺物をもっと活用してほしい。
- ・「宇佐市文化財保存活用地域計画書」をもっとアピールし、打ち出してほしい。

重点施策 10 文化財 (27) 文化財の整備と活用

1. 目 標
- ・史跡の整備と活用
 - ・宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備
 - ・文化財の保存と整備

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 史跡の整備と活用						
① 国指定史跡法鏡寺庚寺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡公園の整備	実施	実施	実施	史跡公園内の芝生植栽工事(3,200㎡)を実施した。	A
② 史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存整備事業	史跡の構成要素である宮迫地区の心象坊山門及び石垣・石段を含めた保存整備計画策定の委員会設置	実施	未実施	実施	文化庁調査官の現地指導のみ実施した。令和6年度に修理委員会を立ち上げ、修理方針を決めていく計画を行う。	C
③ 史跡小部遺跡保存整備事業	遺跡の保護のための史跡用地の公有地化	実施	実施	実施	史跡内の畑2筆、宅地2筆の買上げと専用住宅1軒の移転補償を実施した。	A
(2) 宇佐市平和資料館と戦争遺跡の活用						
① 宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業	宇佐市平和資料館の管理・運営、展示資料の充実、開館10周年記念事業の開催	実施	実施	実施	今年度の来館者は9,876人。10周年記念の企画展とシンポジウムを図書館にて開催した。	A
(3) 文化財の保存と整備						
① 指定文化財環境整備事業	(イ) 宇佐市所有史跡の草刈等の環境整備	14ヶ所実施	14ヶ所実施	14ヶ所実施	市所有の史跡等について草刈を実施し、景観維持・環境保全を図ることが出来た。	A
	(ロ) 上記以外の史跡等の環境整備を、地元自治体等に委託	7ヶ所実施	7ヶ所実施	7ヶ所実施	県指定史跡 高倉古墳等8か所で実施した。	A
	(ハ) 指定文化財説明板の改修、新規設置	1ヶ所実施	3ヶ所実施	1ヶ所実施	小部遺跡の説明板を新規に設置。橘尾遺跡と佐田反射伊跡の説明板を改修した。	A

3. 課題・問題点

- 国指定文化財事業については、国・県の補助を受けて実施しているが、年次計画に則った計画的な史跡整備が求められる。宇佐神宮等の各種文化財についても、所有者と協議を充分に行い、保存整備や環境整備を進める必要がある。
- 史跡等の環境整備(草刈等の管理)については、地域住民と連携しながら、文化財の適切な管理に努めていきたい。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・文化財指定地の草刈作業が地元の高齢化で出来なくなっており、文化財愛護の継承が難しくなっていると思われる。他の方法等を検討してもらいたい。

重点施策 10 文化財

(28) 郷土資料の収集と保存

1. 目 標 ・郷土資料の収集と活用の推進

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 郷土資料の収集と保存						
①三和文庫運営事業	寄付金を財源とした、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版	実施	実施	実施	今年度も㈱三和酒類より100万円の寄附を頂いた。 書籍販売は7冊。 三和文庫運営協議会を2回開催し、「宇佐郷土かるた」の読み札の募集・選考を行った。令和6年度に結札のデザインを行い、印刷をして完成を予定している。	A
②戦争資料の収集	宇佐海軍航空隊に関する資料の収集	実施	実施	実施	市民からの戦争関係資料等の寄附申込が26点あった。	A

3. 課題・問題点

- 三和酒類様より毎年いただいている寄附金(三和文庫基金)により宇佐市関係の史料等を購入してきたが、市民に還元できていない。今後、図書館の展示スペース等を利用して公開するなどの活用が望まれる。
- 戦争資料や歴史資料については、適切な環境で保管できる施設がないため、図書館の収蔵庫や廃校となった旧中学校校舎などで保管せざるを得ない状況である。平和ミュージアムの建設が望まれる。
- これまでに4,000点以上の戦争資料を寄附受納しているが、整理が滞っているため、進めていきたい。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・戦争関連資料については、劣化が起きないよう環境の良い場所に収蔵し、適切な保存管理に努めるとともに、データ化による資料整理を進めてもらいたい。

重点施策 10 文化財

(29) 伝統文化の保存と継承

1. 目 標 ・民俗芸能等を継承する団体の支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1) 民俗芸能等を継承する団体の支援						
① 伝統芸能の継承育成	伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をおとした活動の支援	実施	実施	実施	・和間放生会祭典委員会に対する助成と共に、県指定無形文化財である宇佐神能会の活動支援を行った。(後援・当日の準備・受付・片付け等) ・和間文化財愛護少年団と宇佐文化財愛護少年団への活動支援を行った。	A

3. 課題・問題点

- 伝統芸能を保存継承している団体として、神楽社5社(北山・十ヶ平・日ノ岳・麻生・高家)や宇佐神能会(御神能)が活動しているが、いずれも団員の高齢化による後継者育成が課題となっている。
- 文化財愛護少年団についても、少子化を起因とする団員の減少や、指導者の育成が今後課題となってくる。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・放生会や神楽は、宇佐地方に伝わる伝統芸能(文化財)であり、未来へ保存・継承していけるように今後も支援していただきたい。

重点施策

10 文化財

(30) 文化財愛護の啓発と普及

1. 目 標

- ・文化財の公開・活用の推進
- ・文化財の防火・防犯体制の強化
- ・文化財愛護活動の支援

2. 取組の進捗状況

具体的な施策	指標の説明	5年度指標	5年度実績	6年度指標	5年度の進捗状況、成果、効果	評価
(1)文化財の公開・活用の推進						
①宇佐学講座事業	(イ)関係機関や団体等と連携し、宇佐の歴史や文化財に関する講座の開催	実施	実施	実施	「ロボットうさみっつ！2023夏」お寺でプラネタリウムを開催し、それぞれ約250名・150名の来場があった。	A
	(ロ)学校向け地域学習プログラムの創出	実施	実施	実施	八幡小学校6年生対象に小部遺跡の歴史授業・現地見学を行った。	A
(2)文化財の防火・防犯体制の強化						
①国指定文化財管理費補助事業	国宝・重要文化財建造物の防災施設の架設点検	3か所実施	3か所実施	3か所実施	国宝宇佐神宮本殿、重文善光寺本堂、善文龍岩寺奥院礼堂の防火施設の管理費用の一部を補助した。(補助額計:119千円)	A
②文化財防火デーの実施	毎年1月26日に防火・放水訓練と防災施設の点検	6か所実施	6か所実施	6か所実施	防火訓練の開催(宇佐神宮)、防火施設の点検(善光寺、龍岩寺、大善寺、大瀬寺、四日市別院)により、日常の管理体制の強化を図ることができた。	A
(3)文化財愛護活動の支援						
①文化財愛護少年団育成事業	文化財愛護少年団の各種活動の支援、指導者の育成活動の推進	2団体で実施	2団体で実施	2団体で実施	和開文化財愛護少年団・宇佐文化財愛護少年団ともに放生会、夏越祭に向けての練習および参加に対し、支援を行った。	A
②文化財保存団体等の支援	(イ)各種文化財保存活動団体への支援	実施	実施	実施	「宮迫区」、「中敷田区」、「和開放生会祭典委員会」の3団体を支援した。(支援額:158千円)	A
	(ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携し、文化財愛護意識の高揚や啓発普及の推進	実施	実施	実施	「宇佐の文化財を守る会」の活動の支援(総会・講演会の補助)を行った。	A

3. 課題・問題点

- 宇佐学講座については、参加しやすい開催方法等を検討していくと共に、座学だけでなく、大学や研究機関、民間事業者等と連携し、体験や実験といった参加型の講座を実施していく。
- 文化財の日常管理については、文化財の所有者・管理者が主体となるが、高齢化等により維持管理活動が年々厳しくなっており、管理体制の見直しは課題である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・郷土の歴史や文化財に対する理解を深めるため、今後も地域や関係団体と連携して文化財愛護意識の啓発に努めてほしい。
- ・発掘調査で出土した遺物を使って地域の小学校等に出向いていくなど、計画的で積極的な文化財の公開・活用を推進してほしい。

V 点検及び評価の結果

令和5年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育委員会の権限に属する事務のうち主要な事業を対象とし、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について教育委員会の課長で構成している「施策評価委員会」で評価を実施した。

さらに、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」により、学識経験者3名を宇佐市教育委員会事務点検評価委員（以下「評価委員」という。）として選任し、施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

また、市民への説明責任を果たすことが重要であり、施策の進捗状況について毎年の点検・評価を公表すると共に、その結果をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルの実践につなげていかなければならない。

点検及び評価の結果については、評価委員が実施した「意見」と「評価」からとりまとめ、総評という形で以下に記載した。なお、本年度は新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行したことに伴い、施策の多くはコロナ禍前に戻っているが、施策の一部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や未実施の場合は、残りの施策の状況等総合的に評価を行った。



評価	件数	割合(%)
A 評価	120	77.4%
B 評価	28	18.1%
C 評価	3	1.9%
D 評価	1	0.7%
E 評価	3	1.9%
合計	155	100.0%

点検及び評価の総評

1 教育総務課

教育総務課では、教育委員の視察・研修、教育行政方針の策定、市長と教育委員会との総合教育会議の開催など、教育委員会の活性化につながる5つの具体的な施策に取り組んだ。視察・研修については、学校訪問が計画通り実施できたことで、各学校の教育活動の現状や課題等を把握し、学校との連携の強化が図れた。また、オンライン開催された研究協議会や研修会に参加し、全国の各市町村教育委員会と情報共有や意見交換をすることができた。総合教育会議については、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため重要な場であるため、今後も開催し、教育施策につなげていく必要がある。「宇佐市教育委員会便り」及びホームページについては、様々な分野の情報を提供するため、今後もさらに内容の充実を図るとともに、紙媒体での配布や公民館等での掲示等工夫し周知していく必要がある。

公立学校適正規模及び適正配置に向けた取組については、「小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校の持続可能性を高めるための方策を検討し、魅力ある学校づくりを進めているが、少子化が更に加速し、集団教育ができない学校が出てきている。今後も子どもの教育を一番に考え課題解決に向けて取り組む必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、バリアフリー化の推進としてのスロープの設置は1校のみだったが、遊具の整備・充実に向けては、個別遊具を小学校2校に2基設置した。今後もバリアフリー化の推進、小学校遊具の整備・充実について、計画的に取り組むことが重要である。

学校施設・設備の充実については、老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備を実施した。また、トイレの環境改善を実施し、便器の洋式化率は66%となり、「宇佐市教育振興基本計画」で掲げた指標の65%を達成した。豊川小学校増築事業及び西部中学校長寿命化改修事業においても指標どおり順調に事業を進めることができた。

今後も、「宇佐市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化対策に取り組むなど、よりよい教育環境の整備に努める必要がある。

2 学校教育課

就学前教育においては、乳幼児期の教育・保育施設の各要領・指針に基づき、幼児教育・保育の一層の整合性を図るとともに、小学校教育への円滑な接続を推

進するため「宇佐市幼児教育振興プログラム」を策定している。四日市幼稚園が令和6年度より廃園となったが、今後も、幼児教育・保育関連施設や関係各課等との密接な連携を図りながら共通の認識のもとで就学前教育に取り組む必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、近年、地震や豪雨などの自然災害や交通事故、新型コロナウイルス感染症等により児童・生徒および教職員の心身の健康や安全が脅かされている。地域の実情に応じた実効性のある避難訓練等による防災教育や通学路の安全確保、基本的な感染症対策等、命と健康を守る取組が重要となっている。また、教職員の時間外勤務については、タイムカードによる客観的な把握や音声電話の取組を実施しているが、学校現場の対応や教職員の業務は多岐にわたるため、今後さらに学校・家庭・地域・関係機関等の連携を強化し、事務負担軽減を図るとともに、健康診断の完全実施等、健康維持の取組を推進していく必要がある。

教育内容の充実については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、基本的な感染防止対策を講じながら、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を目指してきた。「GIGAスクール構想」により配布された一人一台のタブレット端末をさらに有効活用できるよう、環境整備や教職員研修を充実させていく必要がある。近年の不登校児童生徒の増加は、大きな課題であることからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフや関係機関との連携による教育相談体制のさらなる充実が必要である。

また、全国的な課題となっている教員不足については、年度当初の定数不足に加えて、産育休・病休等の代替臨時講師にも欠員が生じている。市費職員については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書、部活動指導員、外国語指導助手、スクールサポートスタッフ、学習指導員、ICT支援員等の配置や、市独自での複式授業改善臨時教員、特別支援教育支援員、多人数学級支援教員、中学校習熟度別学習指導教員等の配置により個に応じたきめ細かい指導や教職員の業務支援が図れた。しかし、今後も教員免許保有者の不足が考えられるため、人材確保は喫緊の課題である。県費教職員については、県教育委員会に強く配置の要望をするとともに、市費職員についても、学校現場の実情に応じた支援につながる配置を考えていく必要がある。

遠距離通学者への遠距離通学費補助金やスクールバス運行委託事業及び経済的理由による就学困難者に対しての就学援助費は、事業の周知を一層図りながら、今後も継続した事業実施が必要である。

特別支援教育については、特別支援教育就学奨励費の支給や特別支援学校教諭免許の取得率向上に向けた説明会の開催、「あしあとファイル」の配布等を行っているが、支援が必要とされる児童・生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員のニーズが年々高まる中、個に応じた切れ目のない支援ができるようさらに取組を進めていく必要がある。

3 社会教育課

生涯学習係では、全ての市民がゆとりと活力ある豊かな生活を享受するため様々なニーズに応じた学習活動の展開や情報提供に努め、生涯学習活動の振興を図っている。施設整備では、令和6年2月に供用を開始した長洲公民館については、今後も利用促進に努めることとする。なお、社会教育集会所を始めとした各施設については、利用者の利便性を優先した改築・修理を継続するとともに、平素からの施設管理について関係者ならびに利用者へ周知すべきである。

高齢者や女性等の団体・組織については、会員増などで組織強化を図るとともに公民館等での講座や教室も含めて、地域の人たちに身近な「まちづくり」や「防災・減災」等のテーマでの研修や講座を実施し、気軽に施設を訪れてもらえるような雰囲気づくりに努めるべきである。

子どもへの活動支援について効果的に取組むためには、学校支援や小学生チャレンジ教室、未来創生塾事業等において、学校・家庭・地域の連携をより一層密にすることが重要となる。

また、青少年の問題行動や規範意識の低下が大きな社会問題となっており、地域と家庭と学校との連携を図るとともに、講演会実施等により各家庭への情報提供や各自の倫理観醸成を促すことにより、青少年の健全育成に取り組んでいく必要がある。

なお、家庭教育は、教育の原点であり、就学前の子どもの教育が人格形成に大きく関わっている。そのため、関係課や関係機関と綿密に連携を取り、出生前から家庭教育の重要性の周知や啓発に取り組むことも必要となっている。また、保護者自らが家庭教育の主体であるという意識づけの徹底を図るため、市子育て関係部局と連携し、より一層児童ならびに保護者への啓発活動を強化する必要がある。

さらに、同和問題をはじめとする人権問題については、平成28年、国において法の整備等がなされ、また、平成31年に本市においても「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」の改正、及び「宇佐市人権施策基本計画」の改定を行った。それらを指針とし、公民館・集会所を拠点とした学習を通して、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくしていこうとする人権教育の推進を図る必要がある。

平和ミュージアム建設準備室では、平和ミュージアム構想の実現に向けた各事業が展開されているところであり、資料館建設事業においては、社会経済情勢や市の財政状況を総合的に判断し、設計の見直しを行っている状況である。基幹となる資料館の建設には期待が大きいことから、戦後80年に向け建設準備委員会を開催し、再発注に向けた事業スケジュールの再構築が必要である。

また、資料館の開館に合わせて進められている遺構整備事業は、整備計画に沿って順調に推移し、遺構案内看板整備が完了した。今後も情報拡散に努め、レン

タル自転車、平和学習コンテンツの更なる推進が不可欠である。

全体事業の周知や機運醸成に向けたオープン講座、企画展の開催は、年々参加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。同様に、地域の出前講座やガイド養成講座も定着しつつあることから、事業全般の進捗状況報告や平和に対する取組の拡大に向けて継続した事業実施が必要である。

他にも散逸が危惧される貴重な資料の収集は、継続した取組が必要であり、企画展の開催など、資料の活用も視野に入れた事業推進が必要とされる。

また、九七式艦上攻撃機に関しては、専門家の意見を参考に、将来的な展示方法や展示場所を検討し、適正な保存処理を行うことが重要である。

国際交流に対して、ハワイとの交流の礎が築かれたところであり、今後は関係課と連携を深め、様々な分野での国際的な交流事業の展開、拡大に期待する。

文化財係では、埋蔵文化財包蔵地で計画される各種開発については、事前発掘調査を実施し、遺跡の内容確認や記録保存を実施するなど開発者と十分調整し、文化財保護に努める必要がある。また、宇佐神宮に所在する宇佐神宮境内などの国指定等の史跡や重要文化財については、国・県の補助金を活用し、計画的に保存修理事業や史跡整備事業を進めていくことが重要である。「豊前神楽」については、国指定重要無形民俗文化財として中津市や福岡県を含めた広域指定となっていることから、他市と連携して継承活動を支援していく必要がある。

宇佐海軍航空隊に関連する戦争資料収集については、建設予定の資料館展示への移行がスムーズに進むよう、寄贈されている資料の適切な保存・管理が必要である。また、航空隊関連の戦争遺構を巡る平和学習の内容を充実させるため、受入体制の整備や各施設の適切な管理も必要である。

このように各種文化財の保存や継承には、所有者・地域・学校等の理解や協力が不可欠である。令和5年7月に策定した「宇佐市文化財保存活用地域計画」における基本方針に従い、相互の連携を図りながら市民の身近にある公共施設での公開など、活用を図ることが大切である。

安心院・院内地域教育係では、中央公民館以外の他の公民館、集会所、安心院市民グラウンドは、施設及び設備の老朽化や従来管理に携わっていた団体の活動縮小等に起因して、一部不具合が生じている事例も存在する。適時的確に修繕を行い、社会教育施設として良好な生涯学習環境の整備に努めるとともに、時代の変化に応じて施設に求められる設備や機能の充実を図り、効率的・効果的な施設運営と持続可能なサービスの提供を行う必要がある。

両院地域においては、主たる利用者である高齢者や女性等で構成する各団体や組織が弱体化していることから、まちづくり協議会との協働を勘案しながら地域リーダーの養成を行い、社会教育推進をより一層図る必要がある。

また、各種講座については、中央公民館を中心として、各地区公民館がお互いに連携をとりながら、青壮年層へ参加の拡大を図るとともに地域課題の解決に向けての企画や地域住民のニーズにあった、参加しやすく魅力ある講座の開設に取

り組み、生涯学習活動機会の拡充に努めることが重要である。従来安心院地域で実施してきた少年スポーツ大会等も、市内からの参加者確保に努め、継続開催に努めて欲しい。

4 図書館

図書館は、市民の多様な学習要求に応える生涯学習の拠点施設として、あらゆる情報を提供することを使命としている。そして、社会の変化に応じた多様なニーズに応えるためには新鮮な資料の充実が不可欠である。継続的、安定的な予算確保に努めながら定期的に新刊書を購入するとともに、市民からのリクエストへの対応や傷んだ本の買い換え等、魅力ある資料の提供が必要である。

図書館サービス全般については、常に前向きな取組を継続している努力が感じられると評価された。今後とも末永く努力の継続に努めたい。

自動車図書館で市内を巡回する全域サービスについては、補助車を導入して新型コロナの感染予防対策を講じたことは、きめ細かいサービスとして評価されたが、今後は、ステーション全体の見直しを含め、コロナ収束後の活用が求められる。

児童サービスについては、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」が、昨年度で5年間の期間満了の年を迎えたため、今年度発行予定の「第四次」計画の策定準備のための読書調査（アンケート）を実施した。引き続き、計画的に編集準備を進める必要がある。

宇佐市読書感想文感想画コンクールや横光利一俳句大会等の行事については、子どもから高齢者までが読書や創作に親しむ貴重な機会となっている。今後とも幅広い取組の継続が期待される。

新型コロナ感染予防対策として電子図書館サービスの充実と利用啓発、リモート参加型や動画配信受講型による主催講座を実施し非来館型サービスを工夫してきたが、コロナ禍後においてもインターネットを活用した新たな図書館サービスの実施は有効であり、引き続きサービスの充実と利用の促進に努める。

現行の図書館コンピュータシステム導入後、相応の数年が経過し、更新もしくは入れ替えの時期を迎えている。保守の延長をしながら切り替えのタイミングを模索してきたが、来年度の切り替えを見据えた調査研究や環境整備が必要である。

また、開館25周年を迎え、経年劣化により改修・修繕の必要な施設・設備も多く、特に防災受信機及び非常放送設備や屋上防水工事等、多額の経費が見込まれる施設整備については今後とも長期的、計画的に実施していくことが課題である。

5 学校給食課

学校給食課では、運営委員会、献立委員会を開催し、委員や学校からの意見や要望を学校給食運営に反映させている。令和5年度から、市内の全小・中学校の給食費の完全無償化、及び市外の公立学校に通学する児童・生徒の給食費に対する補助を行い、子育て世帯の支援に努めた。また、給食メニューや調理の創意工夫に加え、給食にデザートやふりかけ等の副食品を提供し、給食全体のボリューム感や美味しさアップに努め、給食の充実を図った。

地産地消の取組として、毎月実施している「ふるさと給食」をはじめ、県事業である「学校給食1日まるごと大分県」等のイベントでの地場産食材の活用や、学校と連携し給食で使用する食材の皮むき体験等を行い、生産者に対する感謝や生命に対する恩恵を伝える食育指導に努めた。また、給食だよりや毎日のホームページ、一口メモを通して情報発信することで家庭での食事作りにも参考になるといった評価を得ることができた。

食育推進については、栄養教諭による学校の給食時間での食育指導や学校と連携した食育授業により、「望ましい食習慣」「食に関する自己管理能力」が身につくよう指導を行った。引き続き、子どもたちが生涯にわたって健全な食生活を実現するために、食に関する指導を積極的に行うとともに、給食試食会やセンター見学を通して、児童生徒や保護者の食に対する関心を高める必要がある。

「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の周知徹底、異物混入対応等について衛生講習会の実施や、朝礼などで調理従事者の衛生管理に関する意識の向上に努め、施設については、有害生物モニタリングなどを実施し衛生管理及び安全管理を図った。

アレルギー対応については、今後も保護者・学校・センターが連携し、除去食・代替食を提供し、食物アレルギー事故防止に努める。

宇佐学校給食センター、南部学校給食センターとも施設設備の老朽化による備品等の更新を実施しているが、今後も安定した給食の提供を図るため、計画的な改修・更新等に努める。

給食会計の公会計化導入については、未納給食費の取扱いをはじめとした法整備や事務の効率化など関係各課と協議・調整を図りながら円滑に移行できるよう進めていく必要がある。

宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

平成21年2月20日
教育委員会告示第5号

改正 平成27年3月31日教育委員会告示第8号
平成28年3月29日教育委員会告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第1項の規定により行う宇佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価)

第2条 点検・評価は、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行うものとする。

(評価委員)

第3条 教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、法第26条第2項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、宇佐市教育委員会事務点検評価委員(以下「評価委員」という。)を委嘱する。

2 評価委員は、5人以内とする。

3 評価委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見書の提出)

第4条 評価委員は、教育委員会の求めに応じ、点検・評価に関し、意見書を作成し、教育委員会へ提出するものとする。

(市議会への報告)

第5条 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、当該報告書に前条の意見書を添えて、市議会へ提出するものとする。

(公表)

第6条 教育委員会は、法第26条第1項の規定により、前条の報告書の概要を広く市民に公表するものとする。

(庶務)

第7条 点検・評価に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会告示第8号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日教育委員会告示第11号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

歴代教育委員、教育長等

教育委員

氏名	期間
半田 剛	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H21. 4.23
熊埜御堂 宏實	H14. 7.21～H17. 3.30
〃	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H18. 5.27
〃	H18. 5.28～H22. 5.27
〃	H22. 5.28～H26. 5.27
河野 初 弘	H15. 9.26～H17. 3.30
〃	H17. 3.31～H17. 5.27
岡本省司	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.28～H19. 5.27
〃	H19. 5.28～H23. 5.27
矢野 省 三	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H21. 9. 8～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
深見 皓 三	H17. 5.28～H21. 5.27
石田 敦 子	H17. 5.28～H20. 5.27
石田 菜穂子	H20. 5.28～H24. 5.27
近藤 一 誠	H21. 9. 8～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
安部 功 子	H23. 5.28～H27. 5.27
松永 建比古	H24. 5.28～H28. 5.27
〃	H28. 5.28～R2. 5.27
秋吉 禮 子	H26. 5.28～H30. 5.27
佐藤 修 水	H27. 5.28～R1. 5.27
〃	R1. 5.28～R5. 5.27
〃	R5. 5.28～R9. 5.27
河野 浩 一	H29. 9. 8～R3. 9. 7
古里 万里子	H30. 5.28～R4. 5.27
〃	H4. 5.28～R8. 5.27
徳光 優 子	R2. 5.28～R5. 5.27
小野 裕美子	R3. 9. 8～R7. 9. 7

教育長

氏名	期間
半田 剛	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.30～H21. 4.23
岡本省司	H21. 9.13～H23. 5.27
近藤 一 誠	H23. 5.28～H25. 9. 7
〃	H25. 9. 8～H29. 9. 7
竹内 新	H29. 9. 8～R2. 3. 31
高月 晴 彦	R2. 4. 1～R2. 9. 7
〃	R2. 9. 8～R5. 9. 7
川島 敦 志	R5. 9. 8～R8. 9. 7

教育長職務代理者

氏名	期間
松永 建比古	H29. 9. 8～H30. 3.31
河野 浩 一	H30. 4. 1～H31. 3.31
古里 万里子	H31. 4. 1～R2. 3.31
〃	R5. 4. 1～R6. 3.31
佐藤 修 水	R2. 4. 1～R3. 3.31
徳光 優 子	R3. 4. 1～R4. 3.31
小野 裕美子	R4. 4. 1～R5. 3.31

教育委員長

氏名	期間
熊埜御堂 宏實	H17. 3.31～H17. 5.27
〃	H17. 5.30～H18. 5.27
〃	H20. 6.23～H21. 6.22
〃	H23. 5.28～H24. 5.27
岡本省司	H18. 5.28～H19. 5.27
深見 皓 三	H19. 5.28～H20. 5.27
矢野 省 三	H21. 9.13～H22. 9.12
〃	H26. 5.28～H27. 5.27
近藤 一 誠	H22. 9.24～H23. 5.27
安部 功 子	H24. 5.28～H25. 5.27
松永 建比古	H25. 5.28～H26. 5.27
矢野 省 三	H26. 5.28～H27. 5.27
秋吉 禮 子	H27. 5.28～H28. 5.27
佐藤 修 水	H28. 5.28～H29. 5.27

令和6年度（令和5年度対象）
宇佐市教育委員会事務点検・評価報告書

令和6年9月

発行 宇佐市教育委員会

編集 宇佐市教育委員会 教育総務課



オオサンショウウオのサンちゃん

〒872-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL 0978-27-8192（直通）

FAX 0978-33-2670